

北海道における新たな感染症危機への 対応の方向性について

～新型コロナウイルス感染症への対応に関する検証報告～

< 案 >

令和5年11月

北海道

目次

はじめに	1
------	---

第1章 道内における感染状況の推移と主な対応について [概況]

1 各期（変異株）の特徴と主な動き等	3
2 第Ⅰ期の感染状況と主な対応 ～未知のウイルスとの闘い～	4
3 第Ⅱ期の感染状況と主な対応 ～変異株による感染拡大への対応～	5
4 第Ⅲ期の感染状況と主な対応 ～感染拡大防止と社会経済活動の維持～	6

第2章 流行期間における人口動態・経済等の状況

1 人口動態	7
2 経済等の状況	10

第3章 主な対策の振り返り

1 保健医療	
（1）入院医療体制の確保	18
（2）診療検査医療機関（発熱外来）の確保	20
（3）検査体制の整備	22
（4）検査体制の整備（無料検査事業等）	25
（5）相談体制の充実	27
（6）療養体制の整備（宿泊療養）	29
（7）療養体制の整備（自宅療養）	31
（8）保健所体制の強化	33
（9）ワクチン接種	35
2 社会経済活動	
（1）道民・事業者への要請（道独自の緊急事態宣言）	37
（2）道民・事業者への要請（特措法に基づく緊急事態措置）	39
（3）道民・事業者への要請（新北海道スタイル）	42
（4）道民・事業者への要請（第三者認証制度）	44
（5）道民・事業者への要請（レベル分類等）	46
（6）事業者への事業継続支援	48
（7）労働者・雇用等への支援	50
（8）需要喚起策等（旅行への支援）	51

(9) 需要喚起策等（飲食への支援）	54
(10) 需要喚起策等（移動への支援）	56
(11) 生活困窮者への支援	58
(12) ひとり親世帯への支援	59
(13) 差別・偏見への対策	60
(14) 学校教育活動（一斉臨時休業要請）	61
(15) 学校教育活動（学校での感染対策）	62

3 行政の対応

(1) 専門人材の確保・育成	64
(2) 道の体制	66
(3) 国への要請（道・全国知事会）	70
(4) 情報発信	72
(5) 市町村との連携	75

第4章 市町村、関係団体等、道民の皆様のご意見

1 調査の概要	76
2 道民意識調査集計結果	79
3 市町村・関係団体アンケート集計結果	83
4 事業所及び医療機関、福祉施設等へのヒアリング結果	93

第5章 今後の対応の方向性

1 これまでの対応についての評価等	106
2 取組実績及び課題と今後の対応方向	
<保健医療>	
(1) 入院医療体制の確保	106
(2) 診療検査医療機関（発熱外来）の確保	108
(3) 検査体制の整備	109
(4) 検査体制の整備（無料検査事業等）	110
(5) 相談体制の充実	111
(6) 療養体制の整備（宿泊療養）	112
(7) 療養体制の整備（自宅療養）	113
(8) 保健所体制の構築	115
(9) ワクチン接種	117

<社会経済活動>

- (1) 道民・事業者への要請（道独自の緊急事態宣言） 1 1 8
- (2) 道民・事業者への要請（特措法に基づく緊急事態措置） 1 1 9
- (3) 道民・事業者への要請（北海道スタイル） 1 2 1
- (4) 道民・事業者への要請（第三者認証制度） 1 2 2
- (5) 道民・事業者への要請（レベル分類等） 1 2 3
- (6) 事業者への事業継続支援 1 2 4
- (7) 労働者・雇用等への支援 1 2 6
- (8) 需要喚起策等（旅行への支援） 1 2 8
- (9) 需要喚起策等（飲食への支援） 1 2 9
- (10) 需要喚起策等（移動への支援） 1 3 0
- (11) 生活困窮者への支援 1 3 1
- (12) ひとり親世帯への支援 1 3 2
- (13) 差別偏見対策 1 3 3
- (14) 学校教育活動（一斉臨時休業要請） 1 3 4
- (15) 学校教育活動（学校での感染対策） 1 3 6

<行政の対応>

- (1) 専門人材の確保・育成 1 3 7
- (2) 道の体制整備 1 3 9
- (3) 国への要請（道・全国知事会） 1 4 2
- (4) 情報発信 1 4 4
- (5) 市町村との連携 1 4 6

<基礎資料編>

- 1 北海道感染症対策有識者会議基礎資料
- 2 道民意識調査集計結果（詳細版）
- 3 市町村・関係団体アンケート集計結果（詳細版）
- 4 電通北海道による過請求事案に関する道の実態調査結果について

はじめに

本資料は、各分野の専門家や関係団体の方々に構成される「北海道感染症対策有識者会議」の議論等を踏まえ、道がこれまで実施してきた新型コロナウイルス感染症に係る一連の対応について総合的な検証を行い、課題などを認識した上で、新たな感染症危機への備えに向けた対応の方向性を取りまとめたものである。

【北海道感染症対策有識者会議】

○目的：道における新たな感染症危機への備え等に関し、幅広い見地から必要な意見を聴取するために設置（2023年（令和5年）5月8日設置）

○構成員：石井 吉春（北海道大学公共政策大学院 客員教授 ※座長）
加藤 敏彦（北海道老人福祉施設協議会 副会長）
木下 俊吾（北海道教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻 教授）
柴田 達夫（北海道町村会 常務理事）
柴田 倫宏（北海道農業協同組合中央会 専務理事）
高橋 聡（札幌医科大学医学部 感染制御・臨床検査医学講座 教授）
田端 綾子（弁護士（ラベンダー法律事務所））
出井 浩義（北海道市長会 事務局長）
水野 治（北海道経済連合会 専務理事）
三戸 和昭（（一社）北海道医師会 常任理事）
和田 英浩（日本労働組合総連合会 北海道連合会 事務局長）

（敬称略）

○開催経過

	開催日	場所	議事
第1回	6月20日（火）	道庁本庁舎	論点整理
第2回	7月25日（火）	TKP 札幌カンファレンスセンター	社会経済活動
第3回	7月31日（月）	TKP 札幌カンファレンスセンター	保健医療
第4回	8月21日（月）	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前	行政の対応
第5回	9月14日（木）	書面開催	これまでの意見
第6回	11月7日（火）	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前	取りまとめに向けたフレーム
第7回	11月20日（月）	書面開催	検証報告書（案）

【北海道新興・再興感染症等対策専門会議】

○目的：新興・再興感染症及び新型コロナウイルス感染症等対策の推進を図るために
設置（2023年（令和5年）5月8日設置）

○構成員：三戸 和昭（（一社）北海道医師会 常任理事 ※座長）
玉腰 暁子（北海道大学大学院医学研究院社会医学分野公衆衛生学教室
教授）
岡田 基（旭川医科大学病院感染制御部（救急医学講座教授） 部長）
高橋 聡（札幌医科大学 感染制御・臨床検査医学講座 教授）
山野 勝美（（一社）北海道薬剤師会 常務理事）
大山 利枝（（公社）北海道看護協会）
中村 博彦（（特非）北海道病院協会 理事長）
眞岸 克明（北海道地方・地域センター病院協議会 会長）
永坂 敦（市立札幌病院 理事）
三橋 康之（小樽検疫所 所長）
村井 広樹（全国消防長会北海道支部 支部長）

（敬称略）

○開催経過

開催日	場所	議事
8月9日（水）	道庁本庁舎	新型コロナウイルス感染症への対応 に関する検証について （社会経済活動、保健医療）
8月18日（金）	書面開催	〃 （行政の対応）

【検証のフレーム（時期・分野）】

①ウイルスの特性や変異の状況に合わせた3つの時期に区分

I期（R2.1～R3.3頃）

毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期から特性や感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期

II期（R3.3～R4.1頃）

アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期

III期（R4.1～）

オミクロン株に対応した時期

②保健医療、社会経済活動、行政の対応の3分野でそれぞれ論点を設定

分野1 保健医療 ～9項目

分野2 社会経済活動 ～15項目

分野3 行政の対応等 ～5項目

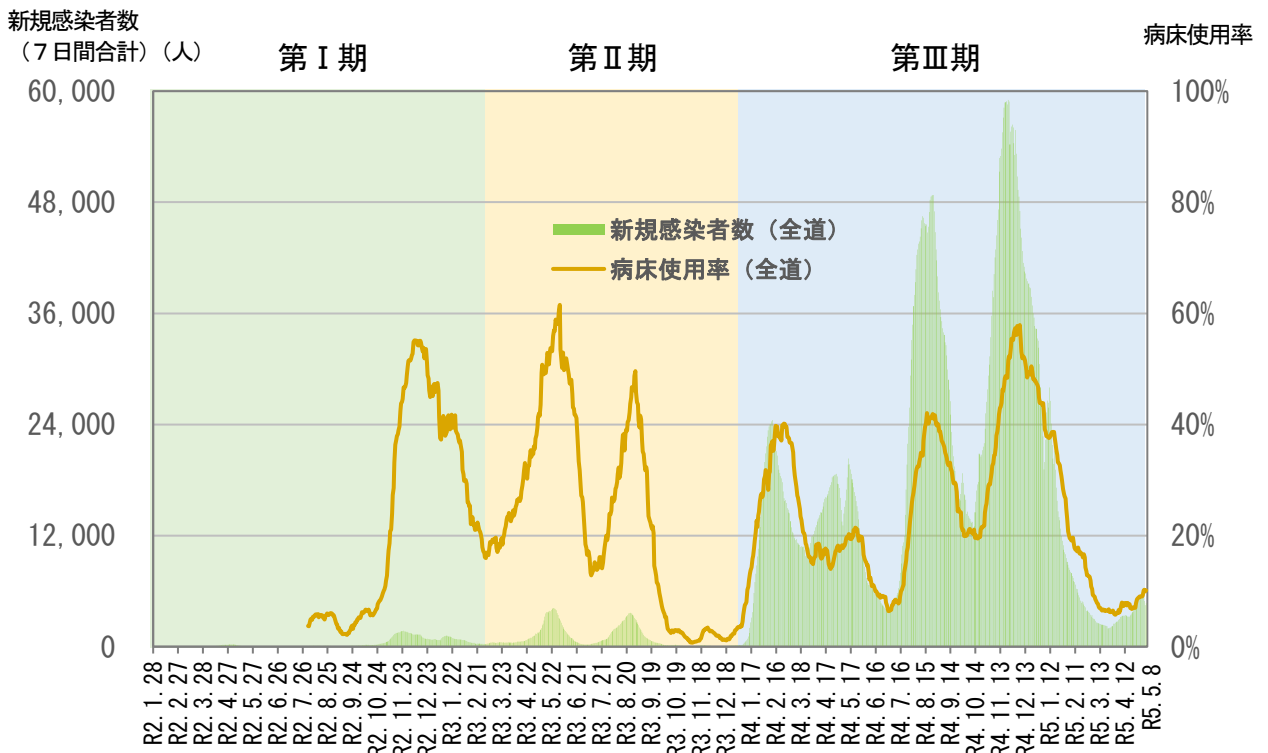
第1章 道内における感染状況の推移と主な対応について【概況】

1 各期（変異株）の特徴と主な動き等

		I期 (R2. 1~R3. 3頃)	II期 (R3. 3~R4. 1頃)		III期 (R4. 1~)
		毒性、感染力等の特性が明らかでなかった時期から特性や感染が起きやすい状況についての知見が深まり、地域・業種を絞った対策を講じた時期	アルファ株からデルタ株の変異株に対応した時期		オミクロン株に対応した時期
			(参考) アルファ株に対応した時期	(参考) デルタ株に対応した時期	
特徴	感染性	—	1.32倍と推定(従来株比)	1.5倍高い可能性(アルファ株比)	高い可能性(デルタ株比)
	重篤度	—	1.4倍と推定(従来株比)	入院リスクが高い可能性(アルファ株比)	入院リスク、重症化リスクが低い可能性(デルタ株比)
	新規感染者数ピーク	1,704人/週計(R2. 11. 24)	4,179人/週計(R3. 5. 23)	3,647人/週計(R3. 8. 24)	59,038人/週計(R4. 11. 22)
	重症者数ピーク	37人(R2. 12. 16)	60人(R3. 5. 25)	27人(R3. 9. 6)	17人(R4. 12. 13)
主な動き等	ワクチン	—	R3. 2~ 医療従事者 R3. 4~ 高齢者 R3. 8~ 65歳未満		R3. 12~ 3回目 R4. 5~ 4回目 R4. 9~ オミクロン株対応
	道民等への要請	(外出自粛等の行動制限) ・道独自の緊急事態宣言 ・特措法：緊急事態措置	(外出自粛等の行動制限) ・緊急事態措置 ・まん延防止等重点措置		(R4. 7 国の基本的対処方針) ・新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持
	患者等の療養期間	(当初) 全ての患者、濃厚接触者：最大14日間 (段階的緩和) 患者：最大14日間⇒10日間 濃厚接触者：最大14日間⇒10日間⇒7日間			R4. 9~患者は最大7日間、 R4. 7~濃厚接触者は家庭内等に限定し、最大5日間

※感染性、重篤度については、国のアドバイザリーボード資料から抜粋

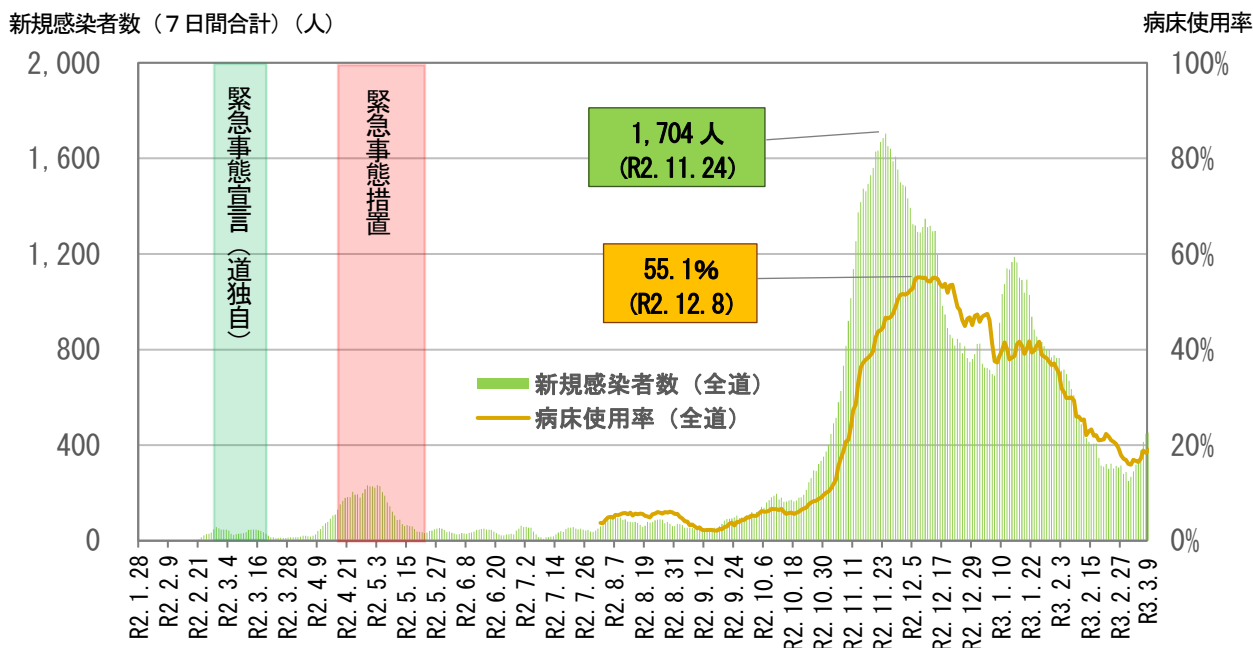
【感染状況（第I期～第III期）】



※病床使用率は病床確保計画策定時 (R2. 8. 1) から記載

2 第I期の感染状況と主な対応 ～未知のウイルスとの闘い～

(1) 感染状況



※病床使用率は病床確保計画策定時 (R2.8.1) から記載

(2) 主な対応

令和2年1月28日、道内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。道は即日、知事を本部長とする「北海道感染症危機管理対策本部」を設置し、翌月には、関係各部からなる「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を編成した。

世界的にも十分な知見やノウハウがない中、道では、「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」を設置し、相談体制や医療体制等を強化した。しかしながらその後も感染が徐々に広がったため、全国に先駆け、道独自の緊急事態宣言を発出し、週末の外出自粛などを要請したほか、学校の一斉臨時休業を実施した。

3月、特措法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、各振興局に地方本部を設置し、全庁的な体制の下、対策を進めてきたが、4月に入ると新規感染者数は再び増加に転じたため、特措法に基づく緊急事態措置として外出自粛要請や休業要請を実施した。

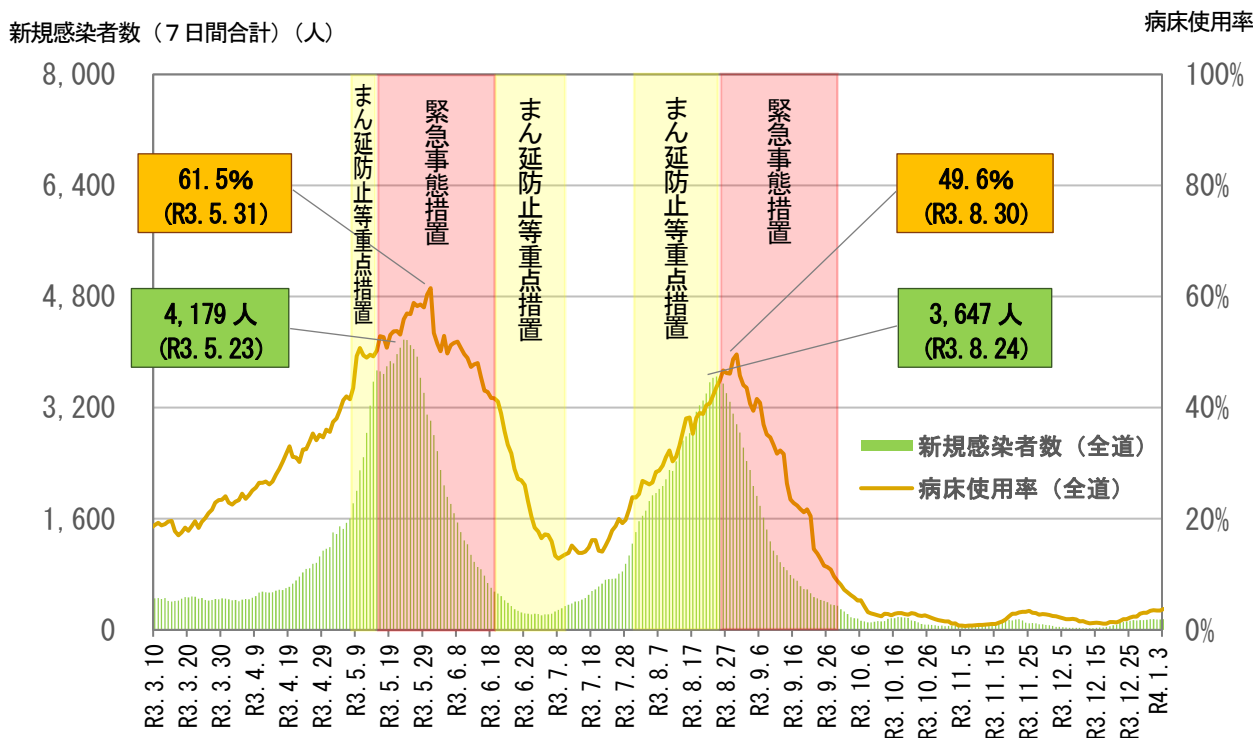
その後、7月には、対策本部の下に、指揮命令の実務を担う全庁組織として「指揮室」を設置したほか、推定された最大入院患者数を上回る病床数(1,767床)を確保する「病床確保計画」の策定、11月には道央圏以外にも宿泊療養施設を開設するなど、感染の再拡大を見据え、体制の強化を進めた。

新型コロナが社会・経済に与えた影響は大きく、事業者への支援として、休業要請に協力いただいた事業者への給付金や、資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」のほか、「どうみん割」などの需要喚起策を実施した。

また、社会問題にもなった新型コロナに関する差別や偏見について、正しい理解と人権への配慮を呼びかけるとともに、道庁内に相談窓口を設置した。

3 第Ⅱ期の感染状況と主な対応 ～変異株による感染拡大への対応～

(1) 感染状況



(2) 主な対応

第Ⅱ期は、従来株より感染性や重篤度が高いとされるアルファ株やデルタ株への置き換わりにより、急速に感染が拡大した。また、第Ⅱ期においては、まず人口が集積する都市において感染が拡大し、その後、全道に感染が広がるという状況が見られたため、地域の感染状況に応じた対策を講じてきた。

令和3年3月以降、アルファ株への置き換わりが進み、札幌市の入院患者が過去最高となったため、「札幌市医療非常事態宣言」を発出、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を実施した。その後、道内各地にも感染が拡大し、「北海道医療非常事態宣言」を発出、道内全域を対象とした緊急事態措置を実施した。

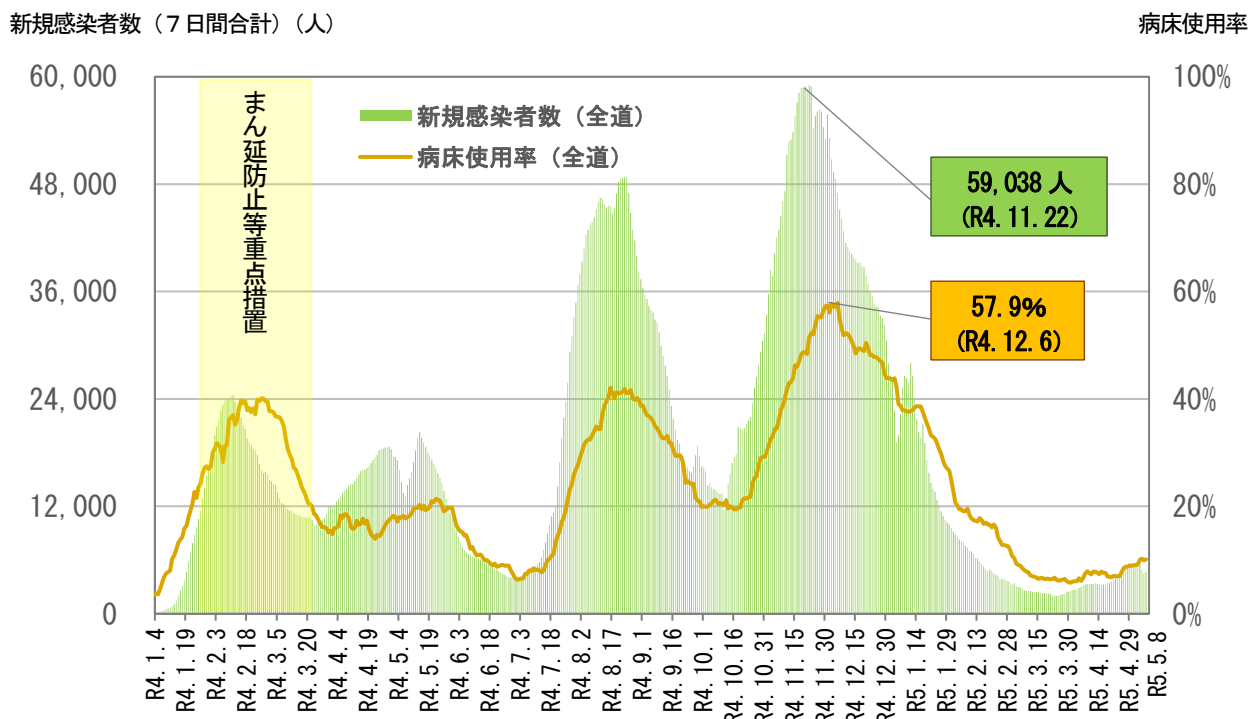
6月以降にはデルタ株への置き換わりが進み、新規感染者数が再び増加し始めた札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を実施。その後、石狩振興局管内や旭川市など道内各地にも感染が拡大したため、こうした地域に特に重点的な措置を講じるとともに、道内全域を対象とした緊急事態措置を実施した。

新規感染者数が減少した9月以降は、度重なる自粛要請等で落ち込んだ観光産業等を支援するため、停止していた需要喚起策を再開した。また、飲食店における感染防止対策の実効性を高めるため、必要な感染対策が実施されている飲食店を認証する「第三者認証制度」の運用を9月に札幌市、10月に全道で開始した。

令和3年2月から医療従事者向けの接種が開始されていたワクチンについては、4月から高齢者向けの接種を開始、8月からは65歳未満の方への接種を開始し、11月には初回接種(1,2回目)が概ね完了した。

4 第Ⅲ期の感染状況と主な対応 ～感染拡大防止と社会経済活動の維持～

(1) 感染状況



(2) 主な対応

第Ⅲ期は、新たな変異株であるオミクロン株とその派生株である BA.2 系統や BA.5 系統などへの置き換わりにより、感染が急拡大した。オミクロン株及びその派生株は、感染力が強く、新規感染者はこれまでを大きく上回る規模で拡大した一方、デルタ株に比べ、重症化リスクは低いとされた。第Ⅲ期は、新規感染者の急拡大により負担が増した保健所・医療機関の負担軽減や、令和4年7月に国が示した「現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持する」という方針の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持に向けた対策を講じてきた。

令和4年1月の感染拡大の際には、病床使用率の増加が続き、全道的に医療がひっ迫するおそれがあったことから、全道を対象としたまん延防止等重点措置を実施した。また、感染の急拡大を踏まえ、治療が必要な方を確実に適切に医療につなげていくため、積極的疫学調査の対象を患者本人、同居人、医療機関や高齢者施設等に重点化した。

ワクチン接種については、3月から小児接種、9月からオミクロン株対応ワクチン、10月から乳幼児接種を開始。接種の促進に向け、多様な媒体による広報・啓発を実施した。

また、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、9月から発生届出の対象を限定（全数届出の見直し）し、自己検査の結果を判定・登録する「陽性者登録センター」や24時間利用できる「陽性者健康サポートセンター」の整備など、自宅療養する方が安心して過ごせるための環境整備や医療機関・保健所の負担軽減に向けた取組を進めた。

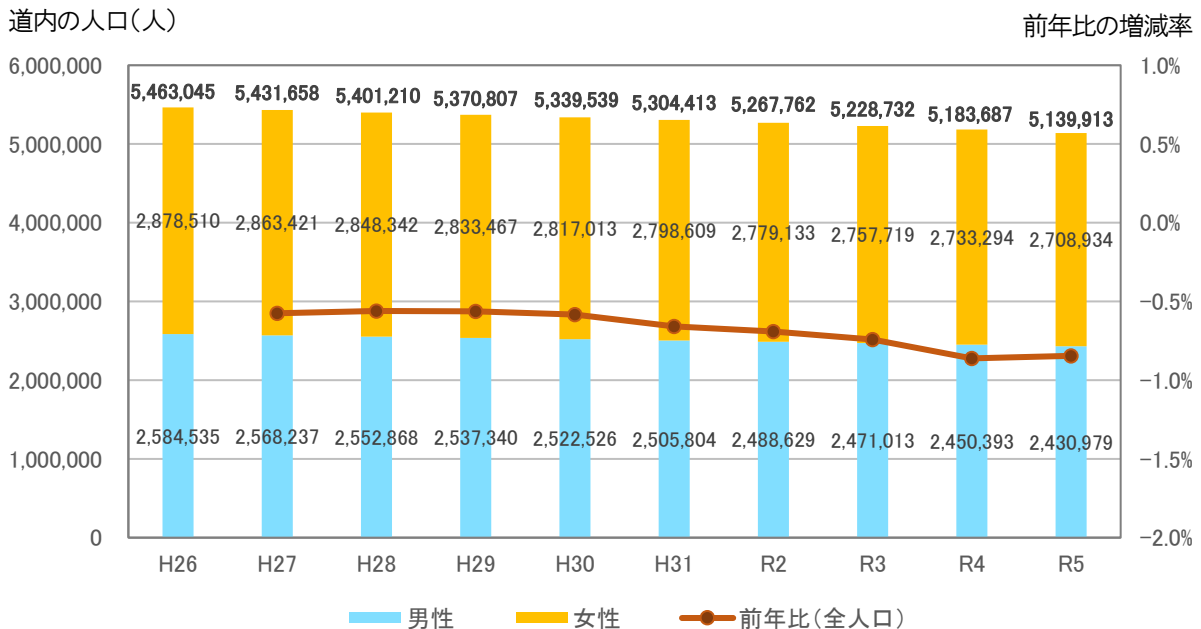
冬期には、直近2年よりも高い水準にあるとされた季節性インフルエンザとの同時流行に備え、外来医療体制の整備やより一層の感染防止行動の徹底等の注意喚起を行った。

第2章 流行期間における人口動態・経済等の状況

1 人口動態

(1) 道内の人口

道内の人口は平成9年をピークに減少し、新型コロナ発生後においてもその傾向は大きく変わらず、前年比0.6～0.9%減という状況が続いている。男女の構成比は男性47%程度、女性53%程度で大きな変化なく推移している。

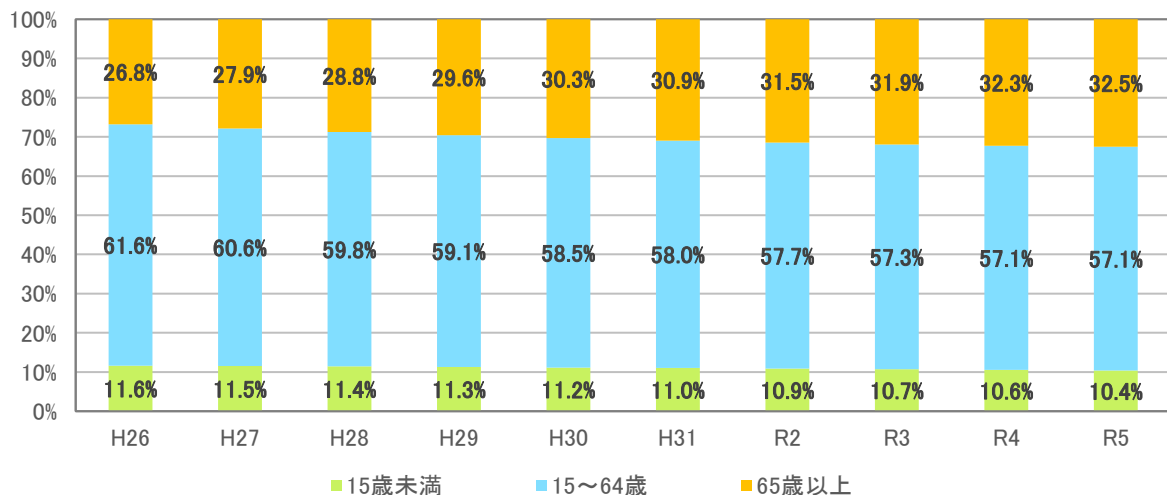


出典：「住民基本台帳人口・世帯数」(北海道調べ 毎年7～8月頃に1月1日現在のデータ公表)

(2) 道内の人口の年代別割合

道内の人口が減少する中、65歳以上の高齢者が占める割合は年々上昇しており、新型コロナ発生後においてもその傾向は大きく変わらず、令和5年には32.5%まで増加している。一方、その他の年代は減少が続き、15歳未満は10.4%まで減少している。

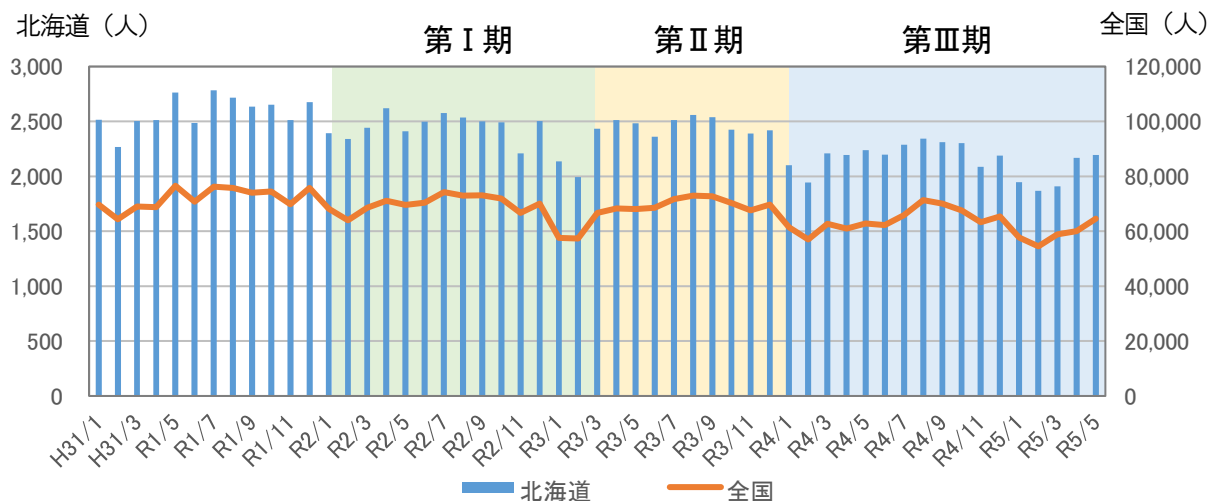
道内全人口に占める各年代の割合



出典：「振興局市町村別年齢5歳階級別人口」(北海道調べ 毎年7～8月頃に1月1日現在のデータ公表)

(3) 出生数

道内、全国ともに、各期間における1か月あたりの出生数が新型コロナ発生前から減少しており、特に、第Ⅲ期においては、道内、全国ともに10%以上の減少となっている。



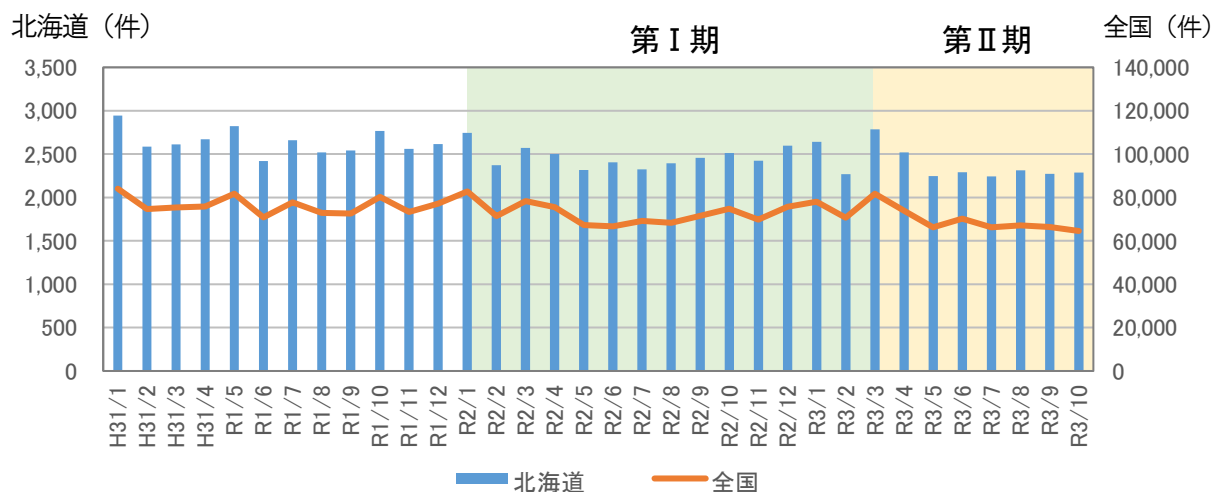
出典：厚生労働省「人口動態統計」（速報は約2か月後に公表）を基に道作成

<参考：各期間における1か月あたりの出生数（ ）内は新型コロナ発生前からの増減率>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.1)	第Ⅲ期 (R4.2~R5.5)
北海道	2,585人	2,404人 (▲7.0%)	2,463人 (▲4.7%)	2,147人 (▲17.0%)
全国	72,103人	68,267人 (▲5.3%)	69,670人 (▲3.4%)	62,731人 (▲13.0%)

(4) 妊娠届出数

道内、全国ともに、第Ⅰ、Ⅱ期の1か月あたりの妊娠届出数は新型コロナ発生前から減少しており、特に、第Ⅱ期は道内、全国ともに新型コロナ発生前から10%程度の減少となっている。



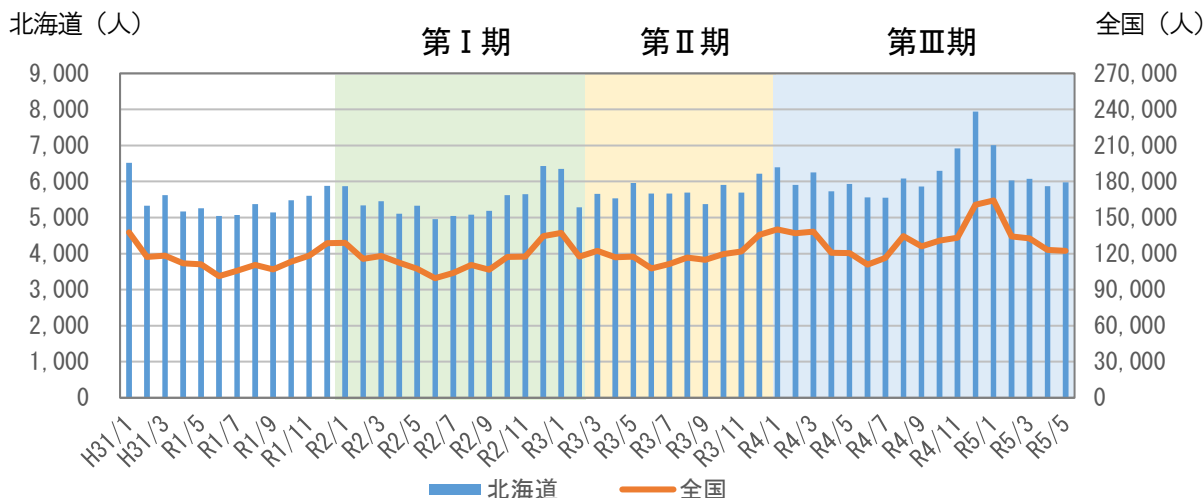
出典：厚生労働省「妊娠届出数の状況について（※厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の流行が妊娠活動等に及ぼす影響を把握するために令和2年10月から令和3年10月まで公表）」を基に道作成

<参考：各期間における1か月あたりの妊娠届出数（ ）内は新型コロナ発生前からの増減率>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R3/10)
北海道	2,643件	2,466件 (▲6.7%)	2,370件 (▲10.3%)
全国	76,361件	72,883件 (▲4.6%)	69,546件 (▲8.9%)

(5) 死亡者数

道内、全国ともに、各期間における1か月あたりの死亡者数が新型コロナ発生前から増加しており、特に、第Ⅲ期においては、道内、全国ともに10%以上の増加となっている。



出典:厚生労働省「人口動態統計」(速報は約2か月後に公表)を基に道作成

<参考:各期間における1か月当たりの死亡者数 ()内は新型コロナ発生前からの増減率>

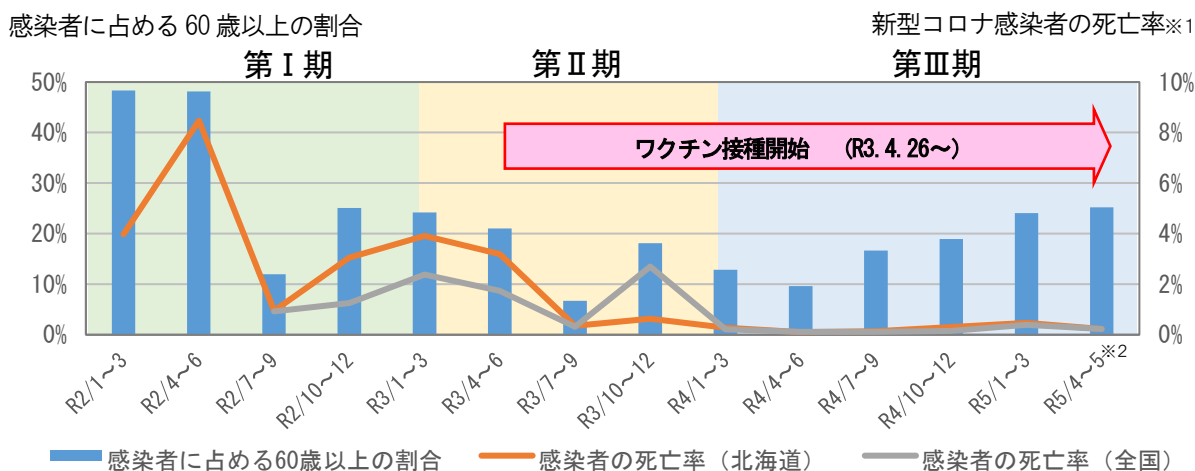
	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.1)	第Ⅲ期 (R4.2~R5.5)
北海道	5,458人	5,479人 (+0.4%)	5,738人 (+5.1%)	6,200人 (+13.6%)
全国	115,092人	116,260人 (+1.0%)	118,482人 (+2.9%)	132,076人 (+14.8%)

(6) 感染者に占める高齢者の割合と感染者の死亡率

道内の感染者の死亡率は、令和3年6月頃まで、感染者に占める60歳以上の割合と概ね連動して増減しているが、令和3年7月以降は、感染者に占める60歳以上の割合に関わらず、1%を下回っている。

ワクチンについて、国の専門家からは、「ワクチンの接種が高齢者中心に進んでいる。発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もある。」と指摘されている。

(令和3年6月30日 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード)

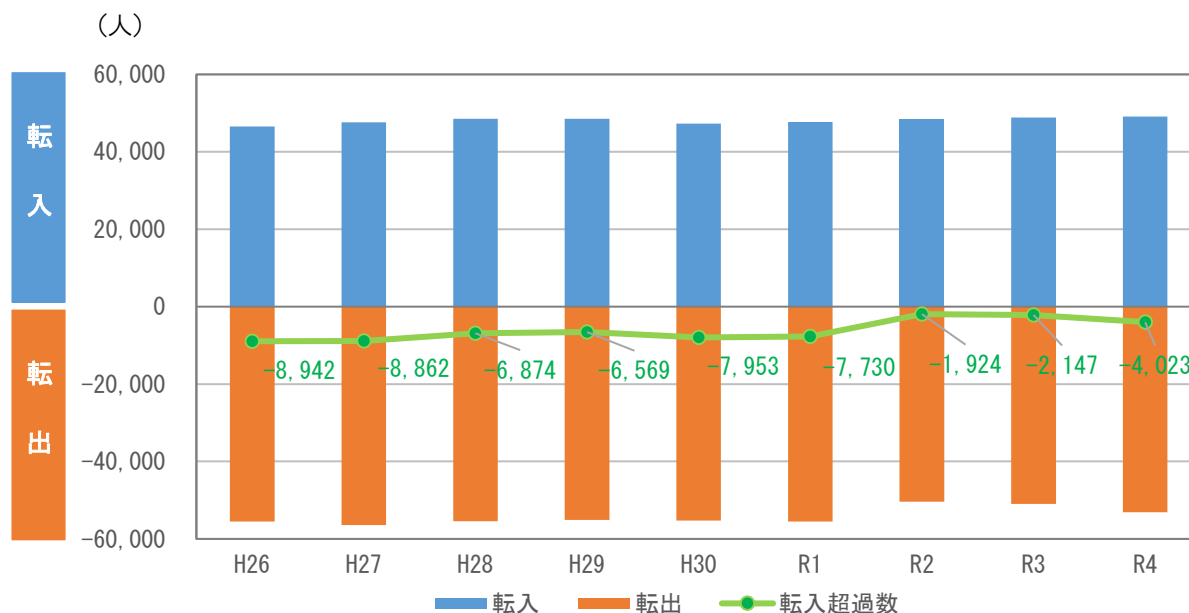


※1:新型コロナ感染者の死亡率=期間内に死亡の発表があった新型コロナ感染者/期間内に発表された新規感染者数にて算定
 ※2:R5年5月8日発表分までの集計

出典:感染者の死亡率(全国)は厚生労働省「データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—」(R2.5.9 から公表)を基に試算

(7) 北海道における転入・転出の推移

道内では、転出者が転入者を上回る転出超過の状況が続いているが、新型コロナ発生後は、その差が小さくなっている。



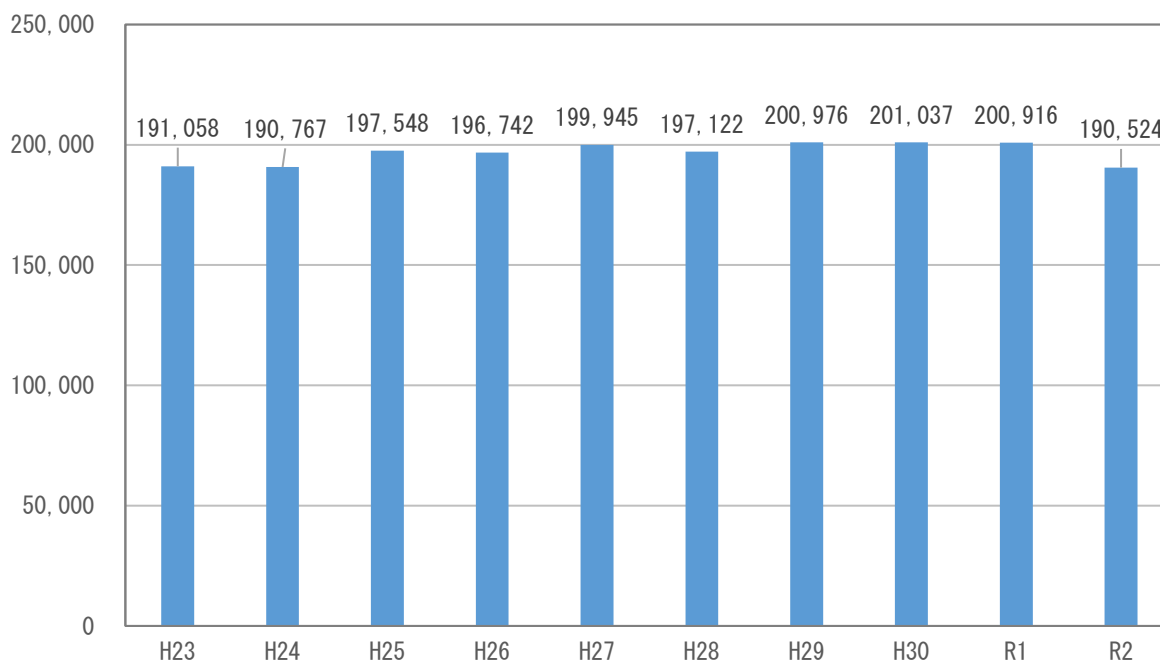
出典:総務省「住民基本台帳人口移動報告(日本人移動者)」(毎年1月に前年データ公表)を基に道作成

2 経済等の状況

(1) 道内総生産の推移

道内総生産は、新型コロナ発生前から増減を繰り返しながら徐々に増加する傾向が続いていたが、新型コロナ発生後の令和2年度は前年から1兆円以上減少している。

道内総生産(億円)

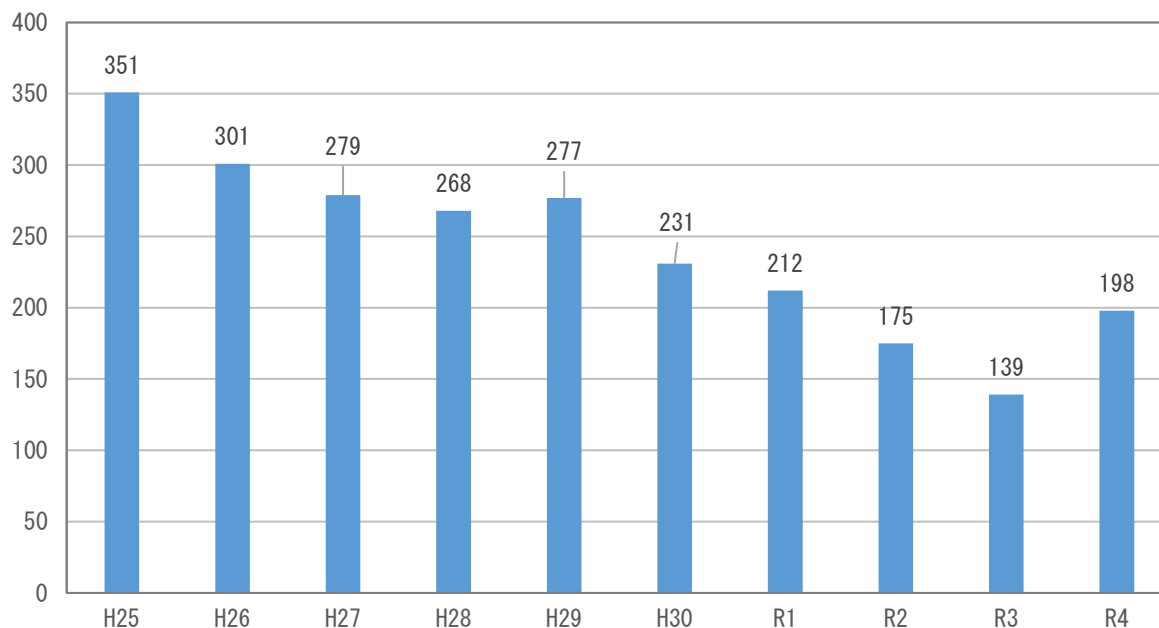


出典:北海道「令和2年度道民経済計算」

(2) 道内の倒産件数の推移

道内の倒産件数は、平成29年を除き、令和3年まで減少する傾向が見られていたが、令和4年は前年から59件増加した。

倒産件数（件）

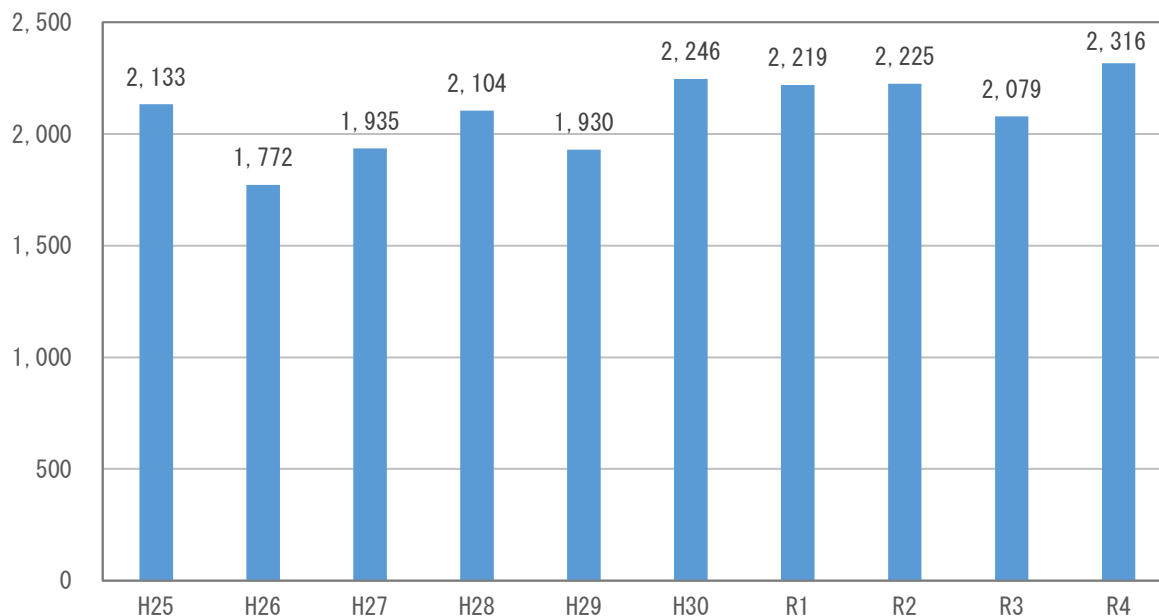


出典：北海道「北海道経済の動向」（毎年6月に前年データが公表）
引用：東京商工リサーチ北海道支社

(3) 道内の休廃業件数の推移

道内の休廃業件数は、新型コロナ発生前の平成30年と比べ、横ばいからやや減少の状況が続いていたが、令和4年は前年から10%以上増加している。

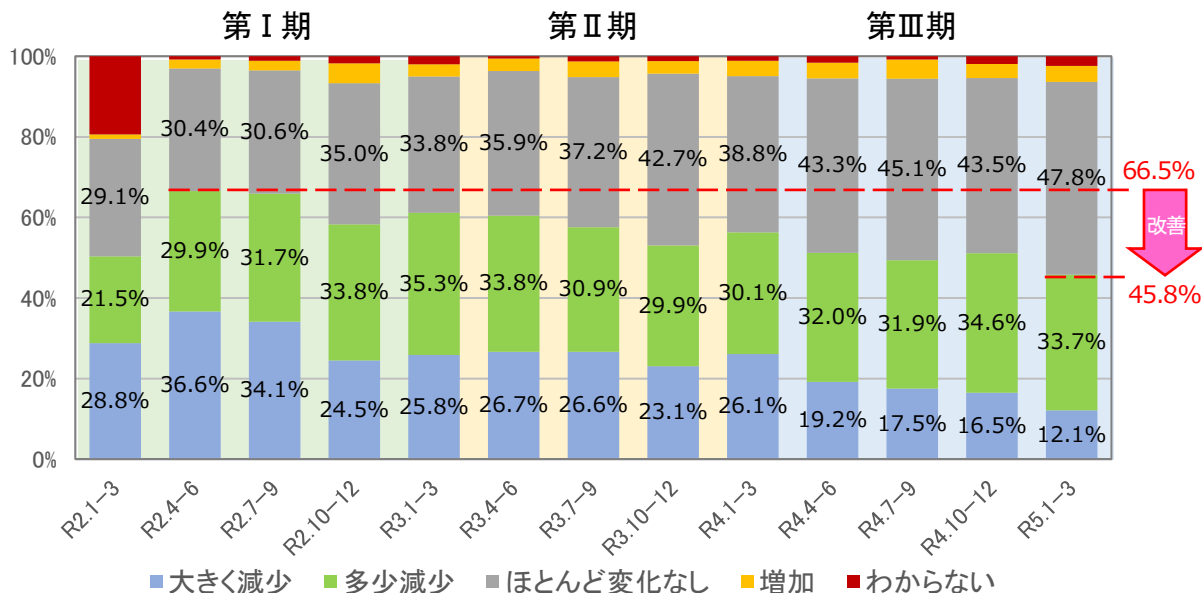
休廃業件数（件）



出典：(株)東京商工リサーチのホームページ(毎年1月に前年データが公表)を基に道作成

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大による売上・利益等への影響（道内全体）

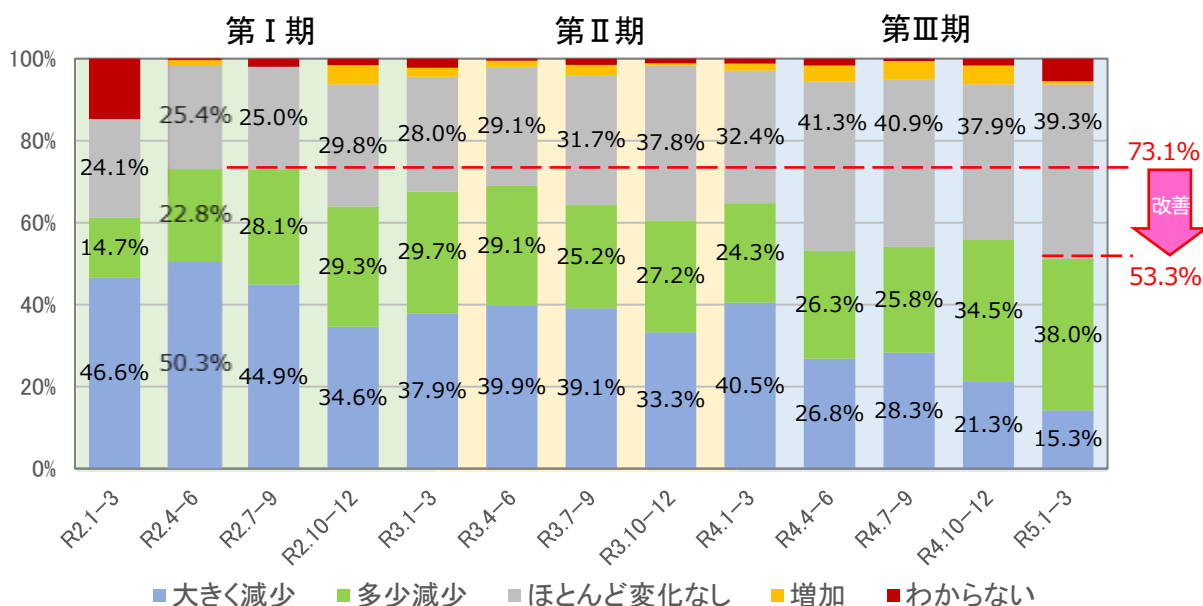
新型コロナの影響を受ける以前の平年同時期と比較した売上・利益等への影響は、令和2年4-6月に「減少した」（「大きく減少した」及び「多少減少した」）と回答した企業が最も多く66.5%となっているが、増減を繰り返しながら、徐々に回復し、令和5年1-3月で45.8%と令和2年4-6月から20.7ポイント改善している。



出典: 北海道「企業経営者意識調査」(毎年4回実施・公表する調査の中で、令和2年1-3月期から令和5年1-3月期まで新型コロナウイルス感染症の影響に関する特別調査を実施)

(5) 新型コロナウイルス感染症の拡大による売上・利益等への影響（道内サービス業）

新型コロナの影響を受ける以前の平年同時期と比較した売上・利益等への影響は、令和2年4-6月に「減少した」（「大きく減少した」及び「多少減少した」）と回答した企業が最も多く73.1%となっているが、増減を繰り返しながら、徐々に回復し、令和5年1-3月で53.3%と令和2年4-6月から19.8ポイント改善している。

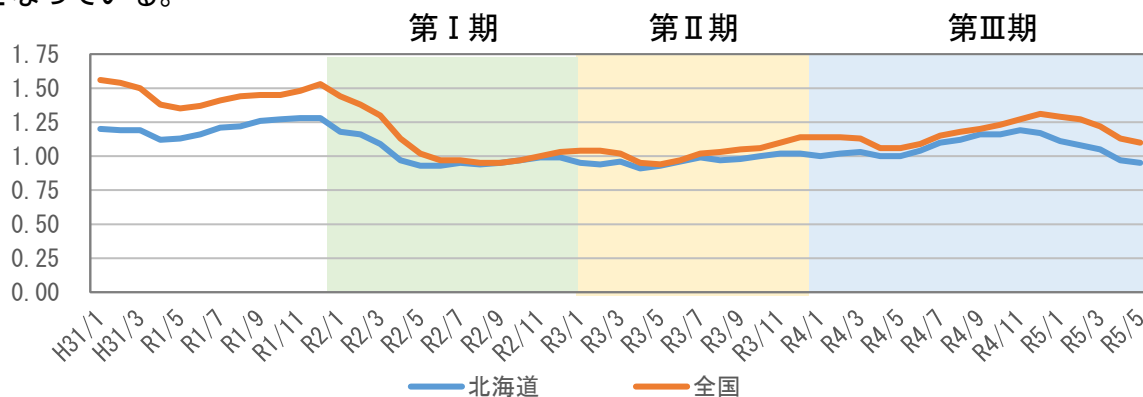


出典: 北海道「企業経営者意識調査」(毎年4回実施・公表する調査の中で、令和2年1-3月期から令和5年1-3月期まで新型コロナウイルス感染症の影響に関する特別調査を実施)

(6) 有効求人倍率

新型コロナが国内で初確認された令和2年1月以降、全国、道内ともに減少が続き、特に道内では、令和2年4月から令和3年9月まで1.00を下回る時期が続いた。

全国、道内ともに、第Ⅱ期途中から回復の動きが見られていたが、直近では再び減少傾向となっている。



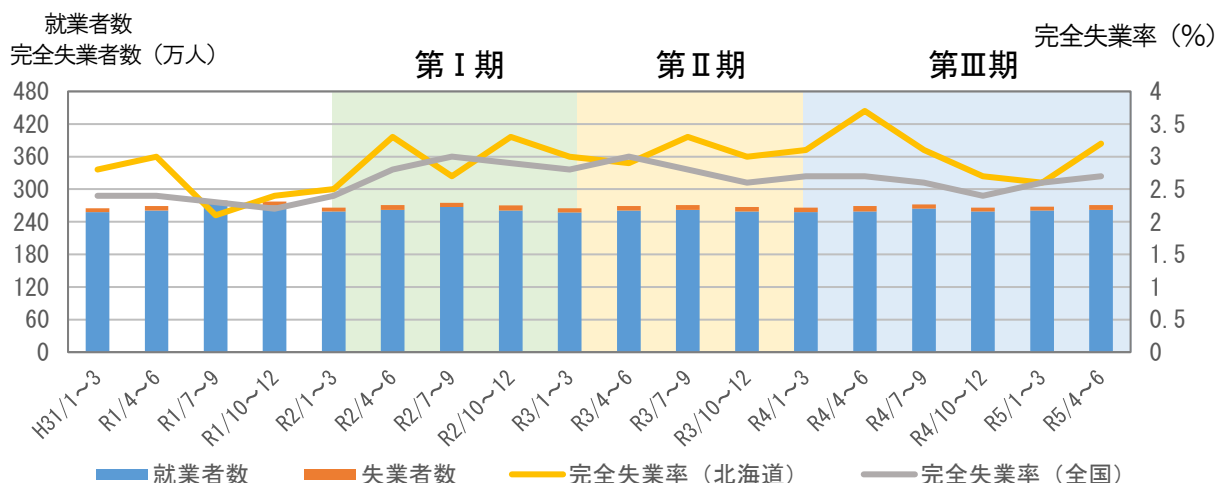
出典:北海道労働局「レイバーレター」(最新データ翌月公表)を基に道作成

<参考:各期間における平均有効求人倍率 ()内は新型コロナ発生前からの増減ポイント>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.12)	第Ⅲ期 (R4.1~R5.5)
北海道	1.21	1.00 (▲0.21)	0.97 (▲0.24)	1.07 (▲0.14)
全国	1.46	1.09 (▲0.37)	1.03 (▲0.43)	1.17 (▲0.28)

(7) 完全失業率

道内、全国ともに増減を繰り返しているが、第Ⅰ～Ⅲ期の全ての期間で期間中の平均完全失業率が新型コロナ発生前から増加した。道内においては、令和4年4-6月の3.7%をピークに減少が続いていたが、直近では再び増加した。



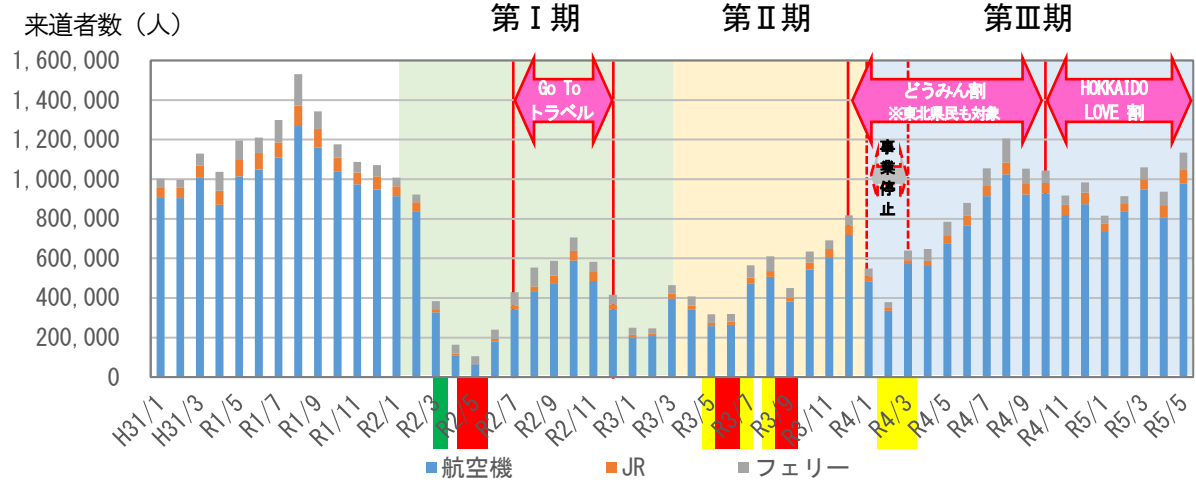
出典:総務省「労働力調査」(最新データ翌々月公表)を基に道作成

<参考:各期間における平均完全失業率 ()内は新型コロナ発生前からの増減ポイント>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.12)	第Ⅲ期 (R4.1~R5.5)
北海道	2.6%	3.0% (+0.4)	3.1% (+0.5)	3.1% (+0.5)
全国	2.3%	2.8% (+0.5)	2.8% (+0.5)	2.6% (+0.3)

(8) 来道者数

新型コロナが国内で初確認された令和2年1月以降、来道者は減少し、第Ⅰ、Ⅱ期における1か月あたりの来道者数は新型コロナ発生前の半数以下となったが、第Ⅲ期からは徐々に回復してきている。



※旅行支援策には期間中に対象外地域や対象外期間(GW や年末年始など)を含むものがある

※日付上の緑は道独自の緊急事態宣言の期間、黄色はまん延防止等重点措置の期間、赤は緊急事態措置の期間

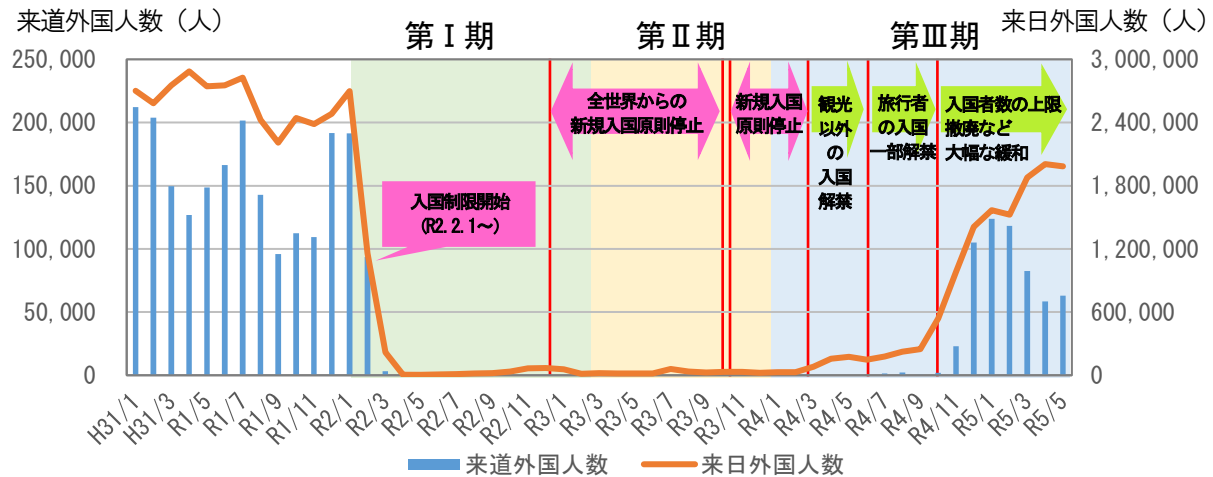
出典：(公社)北海道観光振興機構の取りまとめ資料(最新データ翌月公表)を基に道作成

<参考：各期間における1か月あたりの来道者数 () 内は新型コロナ発生前からの増減率>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.2)	第Ⅲ期 (R4.3~R5.5)
北海道	1,173,525 人	470,875 人 (▲59.9%)	527,589 人 (▲55.0%)	882,248 人 (▲24.8%)

(9) 来道外国人数

新型コロナが国内で初確認された令和2年1月以降、来道、来日外国人数はともに減少。特に、来道外国人数は令和2年4月から令和4年6月までほぼ0人の期間が続いた。令和4年から、来道、来日ともに徐々に回復してきている。



※来道外国人数は北海道に直接入国した外国人の数

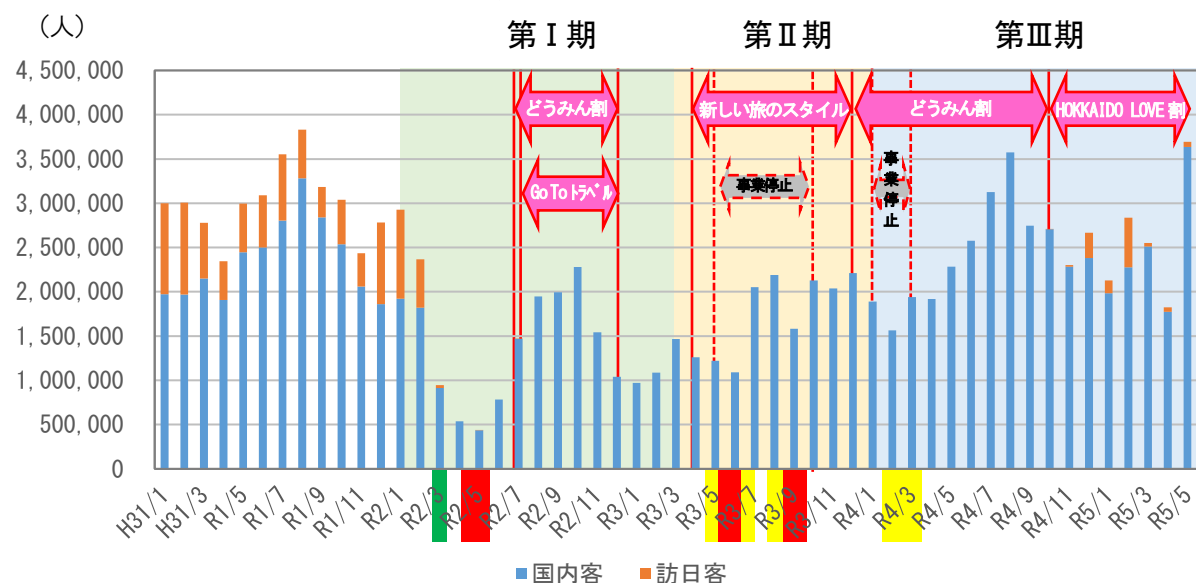
出典：法務省「出入国管理統計表」(速報は翌月公表)を基に道作成

<参考：各期間における1か月あたりの来道・来日外国人数 () 内は新型コロナ発生前からの増減率>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.2)	第Ⅲ期 (R4.3~R5.5)
北海道	155,111 人	20,578 人 (▲86.7%)	0.6 人 (▲100%)	34,105 人 (▲78.0%)
全国	2,598,932 人	312,629 人 (▲88.0%)	28,357 人 (▲98.9%)	775,456 人 (▲70.2%)

(10) 道内宿泊者数

新型コロナが国内で初確認された令和2年1月以降、国内客、訪日客はともに減少。その後も新型コロナ発生前の水準を下回る状況が続いたが、第Ⅲ期の1か月当たりの国内客は新型コロナ発生前と同程度まで回復。訪日客も徐々に回復してきている。



※旅行支援策には期間中に対象外地域や対象外期間(GW や年末年始など)を含むものがある
 ※日付上の緑は道独自の緊急事態宣言の期間、黄色はまん延防止等重点措置の期間、赤は緊急事態措置の期間
 出典: 観光予報プラットフォーム推進協議会「観光予報プラットフォーム」(月2回データ更新※有料)を基に道作成

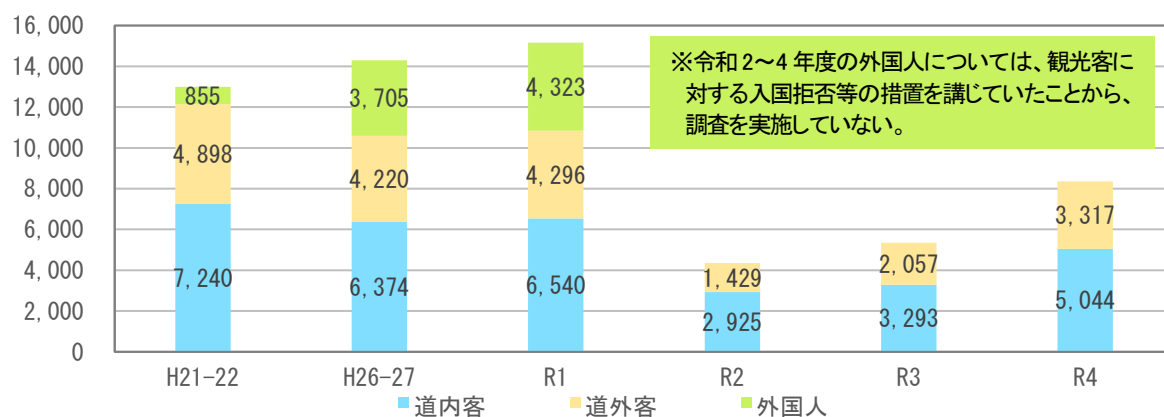
<参考: 各期間における1か月あたりの宿泊者数 () 内は新型コロナ発生前からの増減率>

	コロナ前 (H31.1~R1.12)	第Ⅰ期 (R2.1~R3.2)	第Ⅱ期 (R3.3~R4.2)	第Ⅲ期 (R4.3~R5.5)
国内客	2,360,690人	1,338,776人 (▲43.3%)	1,724,410人 (▲27.0%)	2,421,962人 (+2.6%)
訪日客	642,775人	113,597人 (▲82.3%)	0人 (▲100%)	68,063人 (▲89.4%)

(11) 道内の観光消費額の推移

道内の観光消費額は、新型コロナ発生後の令和2年度に大きく減少しており、令和3年度以降は徐々に回復しているものの新型コロナ発生前の水準には戻っていない。

観光消費額(推計)(億円)



※平成30年度以前は、観光産業経済効果調査(5年間隔で実施)による額であり、H21-22は平成21年7月~翌年6月、H26-27は、平成26年10月~翌年9月が調査期間。

出典: 北海道「観光産業経済効果調査」及び(公社)北海道観光振興機構「北海道来訪者満足度調査」(毎年3月に前年度データが公表)を基に道作成

(12) 道内（相互間）機関別輸送人員の推移

新型コロナが国内で初確認された令和元年度以降、どの輸送機関でも輸送人員が減少している。特に、令和2、3年度は、全体で平成30年比の30%以上の減少となっている。

(単位:千人)

年度	鉄道・軌道		自動車			船舶	航空	合計	(参考) 道内-道外 間航空輸送 人員
	JR	JR以外	乗合バス	貸切バス	ハイヤー タクシー				
H28	133,330	239,246	185,684	16,058	103,216	1,669	728	679,931	21,210
H29	134,611	241,772	184,072	15,603	101,335	1,787	775	679,955	22,157
H30	136,377	241,973	180,872	14,159	92,567	1,651	788	668,387	22,380
R1	133,961 (▲1.8%)	238,985 (▲1.2%)	176,262 (▲2.5%)	12,918 (▲8.8%)	84,513 (▲8.7%)	1,535 (▲7.0%)	772 (▲2.0%)	648,946 (▲2.9%)	22,015 (▲1.6%)
R2	94,372 (▲30.8%)	173,010 (▲28.5%)	125,986 (▲30.3%)	5,803 (▲59.0%)	55,266 (▲40.3%)	550 (▲66.7%)	415 (▲47.3%)	455,402 (▲31.9%)	7,169 (▲66.2%)
R3	96,122 (▲29.5%)	175,200 (▲27.6%)	128,660 (▲28.9%)	5,942 (▲58.0%)	54,358 (▲41.3%)	564 (▲65.8%)	484 (▲38.6%)	461,330 (▲31.0%)	10,869 (▲51.0%)

※R1以降の()内は新型コロナ発生前(H30年度)からの増減率

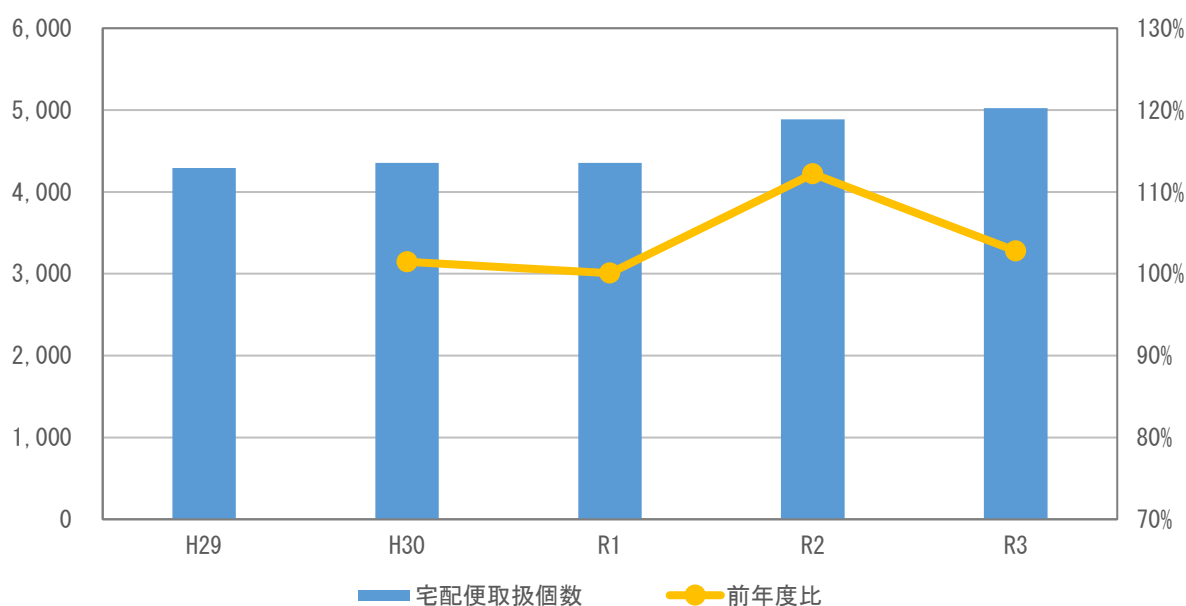
出典:北海道運輸局「数字で見る北海道の運輸」(毎年3月に前年度データが公表)を基に道作成

(13) 宅配便取扱個数（全国）の推移

宅配便の取扱個数は、新型コロナが流行する前から増加が続いているが、新型コロナ発後もその傾向は続いており、特に、令和2年度においては、前年度から11.9%増加している。

宅配便等取扱個数（百万個）

前年度比

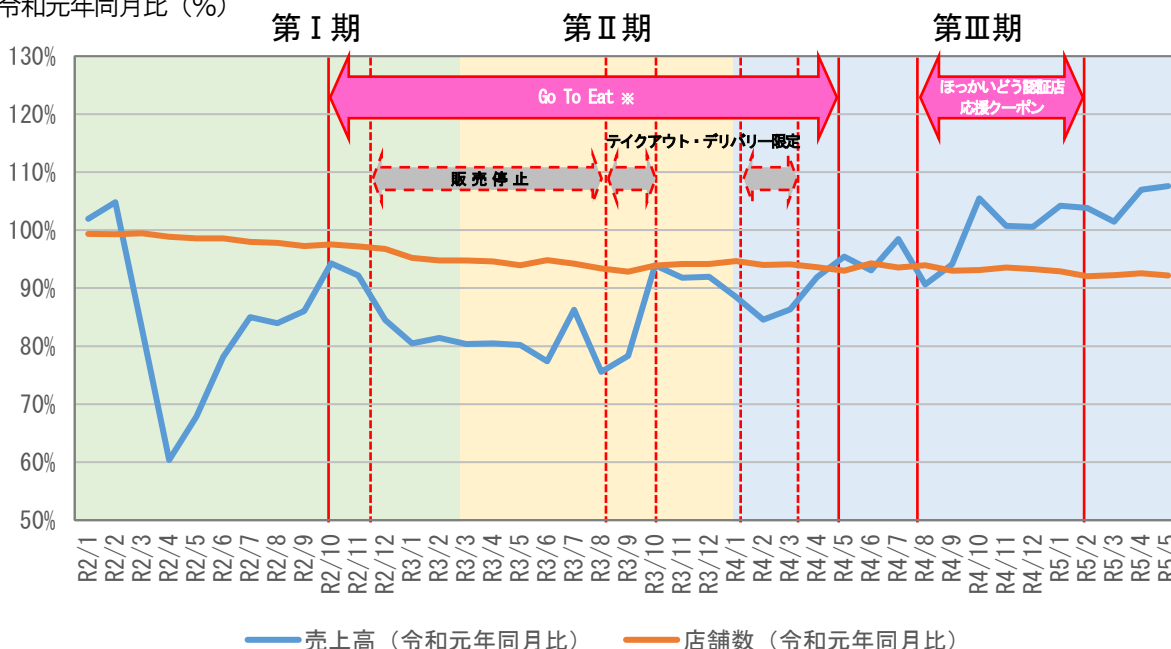


出典:国土交通省「令和3年度宅配便取扱実績について」(毎年8月に前年度データが公表)を基に道作成

(14) 国内外食産業市場の動向

外食産業の売上高は、令和2年3月から増減を繰り返しながら、2年半に渡り、新型コロナ発生前を下回る状況が続いたが、令和4年10月からは新型コロナ発生前を上回る状況が続いている。外食産業の店舗数は、徐々に減少し、令和5年5月現在で新型コロナ発生前の92%程度となっている。

令和元年同月比 (%)



※Go To Eat の期間や利用条件は都道府県により異なる。本資料においては北海道における利用期間等を記載。

出典：(一社)日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」(最新データ翌月公表)を基に道作成

第3章 主な対策の振り返り

1 保健医療

(1) 入院医療体制の確保

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 1. 28	○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の公布 (2.1 施行)
	R2. 2	○感染症指定医療機関やその他の医療機関の一般病床を活用するため、関係団体等を通じて病床確保への協力を依頼
	R2. 2～	○保健所設置市とも連携し、広域的な入院調整を実施
	R2. 7	○「病床確保計画」を策定
	R2. 12	○道独自の CovidChaser (新型コロナウイルス感染症入院調整システム) の運用開始
II 期	R3. 5. 5	○「札幌市医療非常事態宣言」を発出
	R3. 5. 15	○「北海道医療非常事態宣言」を発出
	R3. 6. 17	○病床・宿泊療養施設確保計画を策定
	R3. 11. 30	○保健・医療提供体制確保計画を策定
III 期	R4. 12. 28	○保健・医療提供体制確保計画を改定

取組の背景・経過等

< I 期 (R2. 1～R3. 3) >

- ・患者は原則、感染症指定医療機関の感染症病床に入院させるとの国の方針により、当初、94床の感染症病床で対応していたが、患者数の増加を踏まえ、令和2年2月、関係団体等を通じて病床確保への協力を依頼し、3月上旬(約200床)以降段階的に病床確保を進め、5月中旬には約700床の病床を確保した。
- ・令和2年7月、国からの指示により病床確保計画を策定。計画には都道府県ごとに算出される患者推計を踏まえ、「推計最大入院患者数」(療養者数がピークとなる時の入院患者数)として見込んだ数を上回る病床数、その内訳として人工呼吸器等が必要となる重症患者受入れ可能な病床数を設定することとされ、道では医療機関等と調整しながら病床確保を推進し、8月1日時点の最大確保病床数は1,767床(うち重症者用182床)となった。
- ・また、同計画には感染のピークに至るまでの間を段階的にフェーズで区切り、「即応病床」(患者の即時受入れが可能な病床)として確保する病床数(「即応病床(計画)数」)をフェーズごとに設定することが求められたことから、道においても6つの三次医療圏毎に3段階のフェーズを設定し、医療機関等の協力の下、運用を開始した。

(8月1日時点のフェーズは道内すべての三次医療圏で「フェーズ1」即応病床数は628床(うち重症者用97床))

<Ⅱ期 (R3.3~R4.1) >

- ・札幌市内においては、入院患者が過去最高となり、令和3年5月5日、道、札幌市、医療関係7団体とともに、「札幌市医療非常事態宣言」を発出した。
- ・5月10日にフェーズ運用後初めて、道内すべての三次医療圏を「フェーズ3」とし、医療機関等の協力の下、即応病床数を1,809床（重症者用162床）とした。（その後段階的にフェーズを下げ10月18日には全ての三次医療圏を「フェーズ1」に。）
- ・5月13日には道内新規感染者数が過去最多712人/日となり、各地で一般患者の入院の予定を延期せざるを得ない状況になりつつあったことなどから、5月15日、道、道市長会、道町村会、道医師会とともに「北海道医療非常事態宣言」を発出した。
- ・令和3年6月、病床・宿泊療養施設確保計画を策定し、病床使用率が高まった場合、入院医療は中等症以上の方や高齢者、基礎疾患がある方等を優先し、健康管理体制を強化した上で自宅療養を拡大する方針を盛り込んだ。
- ・変異株の流行による夏の感染拡大を踏まえた国の方針により、令和3年11月、保健・医療提供体制確保計画を策定。過去最大と同規模の感染拡大を想定し、必要な最大確保病床数を2,028床とした。

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・令和4年1月以降、多くの三次医療圏で「フェーズ2」の状況が続いたが、感染性が高いとされているBA.5系統に置き換わりが進んでいることなどから、今後の全道的な入院患者の更なる増加を見越し、8月19日から道内すべての三次医療圏を「フェーズ3」に引き上げ、医療機関等の協力の下、即応病床数を2,258床（重症者用138床）とした。（その後段階的にフェーズを下げ10月17日には全ての三次医療圏を「フェーズ1」に。以後も感染状況を踏まえ適宜フェーズを変更。）
- ・オミクロン株の流行を踏まえた国の方針により、令和4年3月以降、療養解除後の患者を受入れる後方支援医療機関を確保するなど入院病床の回転率を向上する取組を進め、12月、保健・医療提供体制確保計画を改定した。

※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、全ての病院において入院患者に対応する通常の医療提供体制に移行するという国の考え方のもと、地域における医療機関の役割分担について確認・調整するとともに、院内の感染対策や設備整備支援の周知等を進めてきており、引き続き、医療提供体制の確保に努めていく。

(2) 診療検査医療機関（発熱外来）の確保

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 2. 7	○新型コロナウイルス感染症の疑い例を検査する帰国者・接触者外来を設置
	R2. 11. 2	○発熱患者の増加に備えるため、診療・検査医療機関を指定
Ⅱ期	R3. 4. 15	○国からのゴールデンウィーク等連休時における医療提供体制の確保指示を受け、道内の医療機関へ協力を依頼し、連休中の医療提供体制を維持・確保
Ⅲ期	R4. 3. 2	○国はオミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底について通知
	R4. 9. 26	○国は、感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を、65歳以上の方など4類型に限定
	R4. 12. 2	○季節性インフルエンザとの同時流行を想定した「外来医療体制整備確保計画」を策定

取組の背景・経過等	
<p><Ⅰ期 (R2. 1~R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑い患者や濃厚接触者を検査し、診療体制の整った医療機関に確実につなぐため、令和2年2月、医療機関の協力により、帰国者・接触者外来を設置。令和2年3月時点の設置数は50医療機関であったが、継続的な働きかけにより、10月時点で74医療機関にまで増加した。 ・令和2年9月、季節性インフルエンザの流行期に多数の発熱患者が発生することを想定した国からの指示により、発熱患者等が地域の身近な医療機関等で相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備するため、保健所を通じて各医療機関に「診療・検査医療機関」の指定に係る意向調査を実施。その結果を受けて、11月に657医療機関を診療・検査医療機関に指定し、同意いただいた医療機関については道ホームページにおいて幅広く周知を図った。 	
<p><Ⅱ期 (R3. 3~R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療・検査医療機関数の拡充のため、医療機関への働きかけを継続し、令和3年4月時点で843医療機関、令和4年4月時点で1,001医療機関にまで増加した。 ・ゴールデンウィークや年末年始など、通常、医療機関が休診となる連休時にも必要な医療提供体制を確保できるよう、保健所を通じ、各医療機関に、当番制での対応も含め、診療体制の確保への協力を依頼した。 <p>令和3年のゴールデンウィークの協力医療機関数 687医療機関 令和3年から4年の年末年始の協力医療機関数 434医療機関</p>	

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・公表されている診療・検査医療機関への患者の集中を防ぐため、令和4年4月、医師会と連携して調整し、これまで未公表としていた診療・検査医療機関も含め道のホームページ上に公表し、患者集中の緩和を図った。
- ・令和4年8月、当時の過去最高レベルとなった感染状況を踏まえ、外来医療体制を更に強化するため、各医療機関に、診療・検査医療機関の拡充や土日を含む診療時間の延長について協力を依頼した。
- ・診療・検査医療機関の負担軽減のため、受診希望のない軽症の陽性者が速やかに自宅療養を開始できるよう、有症状者への検査キットの無料配付及び陽性者登録に対応する「陽性者登録センター」を設置。8月23日から石狩振興局管内（札幌市を除く）の若年層の方を対象に試行的に運用した上で、9月13日から全道立保健所管内の65歳未満の方を対象として全道展開した。
- ・国では、10月に「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」を開催し、ピーク時に全国で75万人の患者が生じる可能性を想定、重症化リスクに応じた外来受診の流れ等を示した。道としても国の方針に基づき、低リスクの方の陽性者登録センターの利用を想定し、流行のピーク時においても、重症化リスクの高い方々が受診可能な診療体制を確保するため「外来医療体制整備計画」を策定した。
- ・令和5年1月には診療・検査医療機関を受診する際の利便性向上のため、道ホームページ上で医療機関をマップ上にわかりやすく掲載した。

※新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、身近な医療機関で受診できるよう、院内の感染対策や、設備整備支援の周知等に取り組んできており、引き続き、外来医療提供体制の確保に努めていく。

[診療・検査医療機関数の推移]

(単位：か所)

	全道計	道南	道央	道北	林-ツ	十勝	釧路・根室
I期	657	87	447	53	19	33	18
II期	843	100	535	91	36	46	35
III期	1,171	117	756	137	49	58	54

※ I期 (R2.11.1 現在)、II期 (R3.4.1 現在)、III期 (R5.5.7 現在)

(3) 検査体制の整備

時 期		国・道の主な動き	
Ⅰ期	R2. 1～ R2. 3～	○衛生研究所、保健所（3月～）においてPCR検査を実施 ○核酸検出検査（PCR検査）の保険適用に伴い、医療機関への有症状者の行政検査委託業務を開始	
	R2. 4～ R2. 5～	○衛生研究所、保健所における検査機器の整備 ○検体採取に特化した地域外来・検査センター（PCR検査センター）の設置を促進	
	R2. 5～ R2. 11～	○民間検査機関への委託業務を開始 ○道衛研でゲノム解析を開始	
	Ⅱ期	R3. 3～R3. 11	○感染拡大地域の高齢者施設において、従事者を対象としたPCR検査を実施
	R3. 9	○国が特例的な対応として薬局での医療用抗原検査キットの販売を可能とする	
Ⅲ期	R4. 1～ R4. 8～R5. 5	○高齢者施設等の従事者を対象とした集中的検査を実施 ○陽性者登録センターを設置、重症化リスクの低い有症状の方へ検査キットを無料配布	

取組の背景・経過等
<p><Ⅰ期（R2.1～R3.3）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月、PCR検査実施のため、国立感染研究所から検査試薬の配布があり、道立衛生研究所において検査を開始した。 ・北見市内の集団感染事例の発生による患者数の増加を踏まえ、北見保健所において国立感染症研究所職員の派遣を受けて技術研修を実施し、令和2年3月上旬から検査を開始した。 ・北見保健所以外の検査機能がある9か所の道立保健所及び旭川市、函館市、小樽市の検査職員を対象に道衛研が技術研修を実施するなどの準備を行い、令和2年3月中旬から各保健所において順次検査を開始。検査機能がない道立保健所で採取した検体は、近隣の検査保健所又は道衛研に搬送し検査を実施した。 ・令和2年4月、10保健所にリアルタイムPCR機器を追加導入（検査可能件数20件/日×10か所）した。 ・9月には道衛研にも1台追加（検査可能件数240件/日）したほか、令和3年1月には抗原定量検査装置を導入（検査可能件数440件/日）した。 ・令和2年5月、患者数の増加に伴う検査ニーズの高まりを踏まえ、更なる検査体制の拡充のため、各地域の医師会等に委託し、検体採取に特化した地域外来・検査センター（PCR検査センター）を3カ所設置したほか、民間検査機関（7か所）への検査（分析）の委託を開始した。

- ・地域外来・検査センターを順次拡充し、令和2年12月時点で18カ所設置（保健所設置市分を含む）した。
- ・令和2年11月、新たな変異株の流入の監視及びウイルス株の流行状況の把握のため、道衛研でゲノム解析を開始した。

<II期 (R3.3~R4.1) >

- ・令和3年3月~11月、感染拡大が見られる一部の地域に所在する高齢者施設114か所で、施設内での感染拡大防止の取組として、無症状の従事者等を対象としたPCR検査を実施した。
- ・地域外来・検査センターは令和3年6月時点で17カ所設置（保健所設置市分を含む）した。
- ・令和3年9月、薬局への抗原検査キットの流通が始まった。

<III期 (R4.1~) >

- ・令和4年2月~3月、道医師会に委託し、27か所の医療機関において、有症状者への外来受診前の検査キット配布事業を実施した。
- ・発熱患者等の診療・検査に対応する医療機関の増加や抗原検査キットの普及などにより、令和4年3月以降、地域外来・検査センターは順次廃止した。
- ・8月23日から、石狩振興局管内（札幌市を除く）の18歳から39歳で重症化リスクの低い有症状の方を対象に、検査キットの無料配付及び陽性登録の申請をWEB上で受け付ける「陽性者登録センター」を設置。9月13日以降は対象を拡大し、全26道立保健所管内の65歳未満で重症化リスクの低い有症状の方を対象とした。
- ・高齢者施設等における感染拡大防止のため、無症状の従事者等に対し週1回程度の検査を行う集中的検査を実施した。
(令和4年1月：334施設、9月：613施設、12月：1,822施設、令和5年5月：1,646施設)

※感染症法上の位置づけ変更後も、高齢者施設等の集中的検査や陽性者発生時のスクリーニング検査は当面行政検査を継続することとしており、施設内での感染拡大防止に努める。

[第 I 期における 1 日あたり P C R 検査可能数の推移]

(単位：件数)

	R2. 2. 28	R2. 3. 18	R2. 4. 30	R2. 5. 31	R2. 10. 31
行政（札幌市等含む）	100	200	340	550	850
民間検査機関等	-	-	60	450	1,700
合計	100	200	400	1,000	2,550

(4) 検査体制の整備（無料検査事業等）

時 期		国・道の主な動き
Ⅱ期	R3. 12. 20	○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設
	R3. 12. 28	○PCR等検査無料化推進事業のうち「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」の開始（～R4. 8月）
	R4. 1. 8	○PCR等検査無料化推進事業のうち「感染拡大傾向時の一般検査事業」の開始（～R5. 5. 7）
Ⅲ期	R4. 4～5	○ゴールデンウィークに向けた検査の呼びかけ
	R4. 7～8	○お盆期間中に向けた検査の呼びかけ
	R4. 12～R5. 1	○年末年始期間中に向けた検査の呼びかけ

取組の背景・経過等

<Ⅱ期（R3. 3～R4. 1）>

- ・日常生活や社会経済活動における感染リスクを引き下げするため、無症状者を対象として、飲食・イベント等の活動を行う際の検査を無料化するための国の施策である「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」を道でも開始した。
- ・感染拡大の傾向等が見られる場合に、知事の判断により、感染不安がある無症状者の検査を無料化するための国の施策である「感染拡大傾向時の一般検査事業」を道でも開始した。
- ・感染に不安を感じるなど、検査を必要とされる道民が円滑に検査を受けられるよう、北海道薬剤師会等の関係団体のご協力の下、登録事業者の拡充を図った。

<Ⅲ期（R4. 1～）>

- ・オミクロン株の市中感染等により、感染に不安を感じるなど、検査を必要とされる道民が円滑に検査を受けられるよう、引き続き、北海道薬剤師会等の関係団体のご協力の下、登録事業者の拡充を図った。
- ・大型連休に伴い休業する事業者もあることから、必要な検査の実施に向け体制を確保できるよう、登録事業者に協力を要請した。また、帰省に伴い、普段会わない高齢の親族など多くの人との接触機会が増えるため、主要な駅や空港における無料検査の利用を呼び掛けた。

[登録事業所数の推移]

(単位：か所)

	事業開始 (R3. 12. 28)	R4. 3. 31 現在	R5. 3. 31	R5. 5. 7 現在
登録事業所数	10	619	784	774

[登録事業所数（三次医療圏別：R5. 5. 7 現在）]

(単位：か所)

道南	道央	道北	林-ツ	十勝	釧路・根室	全道計
66	450	110	31	59	58	774

[検査件数（三次医療圏別：R3. 12. 28～R5. 5. 7 の累計）]

(単位：件)

道南	道央	道北	林-ツ	十勝	釧路・根室	全道計
166,897	590,079	117,209	16,059	38,246	18,247	946,737

(5) 相談体制の充実

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 2. 7	○本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置。3月2日には24時間対応に拡充 ○「来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤル」を設置 ○新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口を健康相談センターに一本化
	R2. 4. 13	
	R2. 9. 16	
Ⅱ期	R3. 4	○健康相談センターの受電体制を強化 ○感染拡大に伴い、健康相談センターの相談窓口が輻輳し、受電体制の見直しについて検討
	R3. 5～9	
Ⅲ期	R4. 1	○さらに、健康相談センターの人員や電話回線を増強し、対応力を強化 ○自宅療養者への相談支援等を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者登録センター（R4. 8～R5. 5） ・陽性者健康サポートセンター設置（R4. 9～R5. 5） 等
	R4. 8～R5. 5	

取組の背景・経過等
<p><Ⅰ期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が、令和2年2月17日に「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方等）」を公表した。 ・道は同月に、感染の疑いのある道民の相談を受ける「帰国者・接触者相談センター」を設置し、帰国者・接触者外来への受診調整を行った。 ・観光客も含む来道者の相談を対象とした「来道者・帰省者・転勤者相談センター」を4月に設置。翌月5月にはセンター機能の一部を民間事業者に委託した。 ・また、同月に迅速な積極的疫学調査の実施と濃厚接触者の特定・健康観察を実施する保健所業務の負担軽減のため、これまで保健所で実施していた濃厚接触者の健康観察についても北海道看護協会に委託した。 ・9月に各種相談窓口を統合し、発熱等の受診相談や体調急変時の相談先となる北海道新型コロナウイルス感染症対策健康相談センターを設置。運営を民間事業者へ委託した。 <p><Ⅱ期 (R3. 3～R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大に対応するため、令和3年4月から健康相談センターの回線数や人員を増やすなど体制を強化したものの、令和3年5月や8月の感染拡大期には、健康相談センターの相談件数が大幅に増加し、一時的に繋がりにくい状態になったことから、健康相談センターの体制見直しについて検討した。

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・令和4年1月、変異株（オミクロン株）による感染者数の増加に対応するため、健康相談センターの人員や回線を増強し、対応力を強化した。
- ・自宅療養者の増加及び保健所業務の増大に対応するため、4月から8月にかけて全26保健所における軽症者を対象とした健康観察業務を民間事業者に委託した。
- ・水際措置の緩和に伴った訪日外国人の増加を想定し、8月に健康相談センターの多言語化（日本語を含め13言語）を実施した。
- ・更に、診療・検査医療機関への受診の集中を緩和し外来のひっ迫を防ぐため、石狩管内の住民を対象に自己検査等で陽性となった方の陽性者登録を行う陽性者登録センターを設置した。
- ・9月には陽性者登録センターを民間事業者に委託し、対象を全道に拡大した。
- ・同月、自宅療養者の体調が悪化した際などに確実に連絡できる「北海道陽性者健康サポートセンター」を設置した。
- ・季節性インフルエンザとの同時流行を想定した相談体制を構築するため、12月に健康相談センターの人員や回線を増強した。
- ・令和5年4月に新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む方の診療をしている医療機関のリストを公表した。
- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、5月に健康サポートセンターの機能を健康相談センターに統合した。

(6) 療養体制の整備（宿泊療養）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 4. 20	○道央圏に宿泊療養施設を開設
	R2. 11. 25	○道北圏に宿泊療養施設を開設
	R2. 11. 27	○道南圏に宿泊療養施設を開設
	R2. 11. 30	○十勝圏に宿泊療養施設を開設
	R2. 12. 24	○釧路・根室圏に宿泊療養施設を開設
	R2. 12. 26	○オホーツク圏に宿泊療養施設を開設
II 期	R3. 9. 1	○協力看護師登録制度により看護師を募集
III 期	R5. 5. 8	○感染症法上の位置づけ変更に伴い道内6圏域に設置していた宿泊療養施設を全て閉鎖

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1~R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制・療養体制の確保のため、感染者数の増加に合わせて道内6つの3次医療圏で順次、宿泊療養施設を開設し、感染拡大防止の観点から、重症化リスクの高い高齢者との同居者や、寮での集団生活者などを対象とした。 ・札幌医科大学の全面的なご協力の下、一部の宿泊療養施設では、医師が常駐して支援、悪化時の入院調整を行うほか、臨時医療施設として中和抗体薬の投与を実施した。 ・入所者の健康観察などを担う看護師については、ホームページでの募集や道立病院OBなどに協力していただくとともに、患者の急変などに対応するため、道医師会などを通じて、緊急を要する際、すぐに対応ができるように待機していただくオンコール医師の協力を地元医療機関に依頼した。また、道職員が統括業務、宿泊者管理業務等を実施し、施設の運営に当たった。 <p>< II 期 (R3. 3~R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設に勤務する看護師が慢性的に不足していることから、令和3年9月1日に新型コロナウイルス感染症対策協力看護師登録制度を創設し募集したところ、442名の登録があり、そのうち165名に協力していただいた。(R5. 5 時点) <p>< III 期 (R4. 1~) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道職員が5日間交代で実施していた施設内事務所での統括業務、宿泊者管理業務等について、令和4年4月から委託により対応した。

・令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、道内6圏域に設置していた宿泊療養施設をすべて閉鎖した。

[宿泊療養施設確保数及び入所者数]

(単位：室、人)

	宿泊療養施設確保数				入所者数累計
	R2. 6. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R2. 4~R5. 5
道央	930	1,270	1,275	1,145	25,318
道南	0	330	330	220	4,107
道北	0	90	200	110	4,331
十勝	0	190	190	190	2,019
ホクไก	0	55	100	100	1,857
釧路・根室	0	120	120	120	1,645
全道計	930	2,055	2,215	1,885	39,277

(7) 療養体制の整備（自宅療養）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 4 R3. 1	○国が自宅での療養に関する取扱いについて通知 ○道において、家庭環境上やむを得ない場合のみ自宅療養を開始、自宅療養セットの配送開始
II 期	R3. 5～R5. 5 R3. 9～R5. 5 R3. 12～R5. 5	○自宅療養の実施体制強化、酸素濃縮器の保健所配備開始 ○健康観察業務のデジタル化（My HER-SYS）運用開始 ○道防災部局から市町村防災部局への自宅療養者情報の共有開始
III 期	R4. 1～R5. 5 R4. 4～R5. 5 R4. 5～R5. 4 R4. 6	○道の電子申請システムを活用した疫学調査の実施 ○自宅療養者への相談支援等を強化 ・陽性者健康フォローアップセンター（R4. 4～R5. 5） ・陽性者登録センター（R4. 8～R5. 5） ・陽性者健康サポートセンター（R4. 9～R5. 5） ○療養解除日カレンダーを掲載するなど道ホームページを利用した情報発信を推進 ○障がいのある方への合理的配慮の上、物品配送等を行う体制を構築

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策を開始した当初、国の方針に従い道では陽性者は入院を原則としていたが、令和2年11月以降の感染拡大期において、家庭環境上やむを得ない自宅療養希望者が増加したため、令和3年1月、専門家会議の意見も踏まえ、介護や子どもの養育など家庭環境上やむを得ない自宅療養希望者について指揮室と保健所で協議の上、自宅療養を認め、対象者には10日分の生活支援物資（自宅療養セット）を配送した。 <p>< II 期 (R3. 3～R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月の感染拡大期には、自宅療養が可能な軽症者・無症状者については自宅療養を実施することとし、北海道医師会に自宅療養者の訪問診療等への協力を求めるなど支援体制を強化した。 ・感染者が増加するにつれ、施設内療養や自宅療養にて継続的に酸素投与を必要とする患者が増加したことから、酸素濃縮器を保健所に配置した。 ・感染が急拡大した令和3年5月から、自宅療養者の支援事業としてパルスオキシメーターの貸与を本格的に開始した。

- ・ 自宅療養者に対する健康観察業務が増加し、保健所業務がひっ迫したが、陽性者本人がスマートフォンなどにより、健康観察を行うことができる My HER-SYS 等の導入により業務を効率化することで対応が強化された。
- ・ 災害時における迅速な災害応急対策のため、道では、平時より自宅療養者情報を市町村に共有することとした。さらに、市町村で自宅療養者に生活支援を実施する場合に限りその情報を利用できることとするので、市町村による自宅療養者への迅速な支援が可能となった。

＜Ⅲ期 (R4.1～) ＞

- ・ 感染力の非常に強いオミクロン株の流行により感染者が増加したことから、より迅速に感染者の疫学調査を実施するため、道の電子申請システムを利用した疫学調査を導入した。
- ・ 増加した自宅療養者に対応するため、自宅療養セット等の配送体制を強化した。
- ・ 感染した場合に備え、普段から食料や解熱剤、日用品などを各家庭で準備していただくよう呼びかけるためのリーフレットを作成し、周知を図った。
- ・ 自宅療養者が、体調急変の際に相談可能な健康フォローアップセンターを設置し、増加した自宅療養者が速やかに医療にアクセスできるように対応した。
- ・ 検査や自宅療養の方法などについてわかりやすく解説するチャットボットの運用を開始するなど道ホームページを利用した情報発信を強化し、軽症の自宅療養者が保健所を介さず医療にアクセスできるようにした。
- ・ 視覚障がいのある方が自宅療養セットの内容がわかるよう、療養のしおりの点字化や支援物資に点字シールを貼付するなどの合理的配慮の上、配送体制を整備した。

(8) 保健所体制の強化

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 2～ R2. 2～ R2. 5～	○積極的疫学調査などの対策を実施 ○本庁各部局や振興局等からの応援体制を整備 ○新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム (HER-SYS) の運用開始
II 期	R3. 4～ R3. 5～ R3. 8～R4. 9	○人員強化(保健所の保健師増員、会計年度任用職員の増員等) ○道内の感染者数の推移から、限られた医療資源等の効率的な運用が図られるよう、患者の症状に応じ、入院、宿泊療養、自宅での療養を柔軟に組み合わせて対応 ○新型コロナウイルス感染症症例等管理システム (FFHS) 運用委託開始
III 期	R4. 1～R5. 5 R4. 1～R5. 5 R4. 4～ R4. 7～ R4. 9～ R5. 5	○積極的疫学調査を重点化(対象を患者本人・同居人・ハイリスク施設(医療機関・福祉施設)に限定) ○道の電子申請システムを活用した疫学調査の実施 ○人員強化(保健所の保健師増員、会計年度任用職員の増員等) ○証明書発行等事務センター設置による保健所業務の集約化 ○全数把握見直しによる業務見直し ※発生届出対象者を限定 ○感染症法上の位置づけ見直し

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆けて感染が拡大したことにより、各保健所における業務が増加したことから、令和2年2月から、保健福祉部以外の道職員による保健所業務の支援体制を構築した。 ・道内全域で広範囲に新規感染者が発生し、国は患者クラスター対策班の職員を道へ派遣。国の専門家会議メンバーからの助言等を受け、道独自の緊急事態宣言を発出した。 ・住民からの相談対応や陽性者支援など市町村の保健センターとの連携強化を図った。 ・感染拡大に伴い、保健所が患者搬送を行うための車両確保や、各地域の交通事業者との搬送委託契約を実施した。

＜Ⅱ期 (R3.3～R4.1)＞

- ・感染拡大による業務量の増加を見込み、令和3年4月以降、保健師をはじめとする人員を増強した。
- ・疫学調査や健康観察業務の増加に伴い、応援派遣受入のため、携帯電話・PC等の調達、大幅に上回る業務量に見合う人員配置ができるようプレハブを設置した。
- ・医療機関による HER-SYS の活用が浸透せず、保健所における疫学調査や健康観察業務、公表事務の負担軽減を図るための道独自のシステム (FFHS) を構築し活用した。

＜Ⅲ期 (R4.1～)＞

- ・令和4年4月、さらに保健師等を増員し、感染拡大時に備えて保健所体制を強化した。
- ・オミクロン株による感染者の急激な増加に伴い、ひっ迫した保健所業務を支援するため、健康相談センターの人員や回線の拡充や、陽性者登録センター、陽性者サポートセンター等を新設し、医療機関等の負担軽減や自宅療養者の療養を支援する体制の強化を図った。
- ・チャットボットシステムの運用を開始し、道ホームページからの情報発信を強化するとともに陽性者の利便性を向上。各種リーフレット等も作成しわかりやすい情報発信に努めた。
- ・感染拡大に伴い、自宅療養証明書の発行業務が大幅に増加したことから、証明書発行等事務センターを設置し、各道立保健所の発行業務について、本庁へ集約化を行い、さらに一部業務を委託した。
- ・医療機関で陽性が判明し自宅療養となるも、高齢者等自力で帰宅することが困難な陽性者の搬送が増加したため、保健所において地域の事業者から車両を確保することが困難となり、本庁で複数事業者と契約を締結した。

(9) ワクチン接種

時 期		国・道の主な動き
Ⅱ期	R3. 2. 14	○ファイザー社ワクチンが国内初の薬事承認（特例承認）
	R3. 2. 19～	○医療従事者向け先行接種開始
	R3. 4. 10～	○北海道新型コロナワクチン接種相談センター開設（道薬剤師会委託）
	R3. 4. 26～	○高齢者向け接種開始
	R3. 6. 19～	○道直営の集団接種会場（北海道ワクチン接種センター）開設
	R3. 8. ～	○65歳未満の方への接種開始
	R3. 11	○初回接種が概ね完了
R3. 12. 1～	○追加接種（3回目接種）開始	
Ⅲ期	R4. 3. 3～	○小児接種（5～11歳）開始
	R4. 5. 25～	○4回目接種開始 ※接種対象者：高齢者、基礎疾患を有する者等
	R4. 9. 20～	○オミクロン株対応ワクチン接種開始
	R4. 10. 24～	○乳幼児接種（6か月～4歳）開始
	R5. 3. 8～	○小児用オミクロン株対応ワクチン接種開始

取組の背景・経過等
<p><Ⅰ期（R2.1～R3.3）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスが変異し、感染力が高いアルファ株が主流となっていた令和3年2月から、国内でのワクチン接種が開始され、より病原性が高いデルタ株への対応も含め、迅速に接種を進めることが強く求められた。 ・新型コロナワクチンは、超低温での輸送や保管が必要とされ、平時の流通体制が機能しないことから、市町村や医療機関に超低温冷凍庫を配置して流通体制を確保するとともに、1,000回分単位で配送されるワクチンの配分の公平性を期すため、小分配送を実施した。また、ワクチンの供給量が極めて限定される中、新型コロナ患者の受入を行う医療機関やワクチン接種に協力する医療機関の従事者からワクチン配分を開始した。 ・高齢者向け接種の開始に合わせて、接種の可否や副反応など専門的な相談に対応するため、ワクチン接種相談センターを開設するとともに、接種後の副反応に対応するため、専門的な診療を行う医療機関を二次医療圏毎に1施設以上、全道で35施設を指定した。 <p><Ⅱ期（R3.3～R4.1）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの供給量の増加に合わせて、接種の加速化が求められたことから、道の

集団接種会場（北海道ワクチン接種センター）を開設するとともに、社会機能の維持を目的に、当該センターにおいて道警職員の優先接種を実施した。

- ・医療機関における接種促進を図るため、接種回数に応じて協力金を支給する個別接種促進事業を実施するとともに、大学や企業等による職域接種の促進を図るため、関係団体と連携して働きかけを行った。
- ・ワクチン接種については、その有効性や安全性、副反応等のデメリットを踏まえて判断していただく必要があるため、道は、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用して、情報提供に取り組んだ。

<Ⅲ期（R4.1～）>

- ・感染力が非常に強いオミクロン株が流行の主流となった令和4年3月から小児（5～11歳）の接種が開始され、10月から乳幼児（6か月～4歳）の接種が開始されたが、重症化リスクが低い子どもへの接種を忌避する保護者が多いことから、道では、保護者との座談会を開催して情報発信を行うとともに、特に接種率が低い若年層などをターゲットに広報、啓発を積極的に展開した。
- ・集団接種会場運営委託業務等において、受託業者から道に対し、過請求が行われる不適切な行為があったため、規程に基づき指名停止等の所要の措置を講じるとともに、道としても、再発防止に向け取組を開始した。（R5.9）

2 社会経済活動

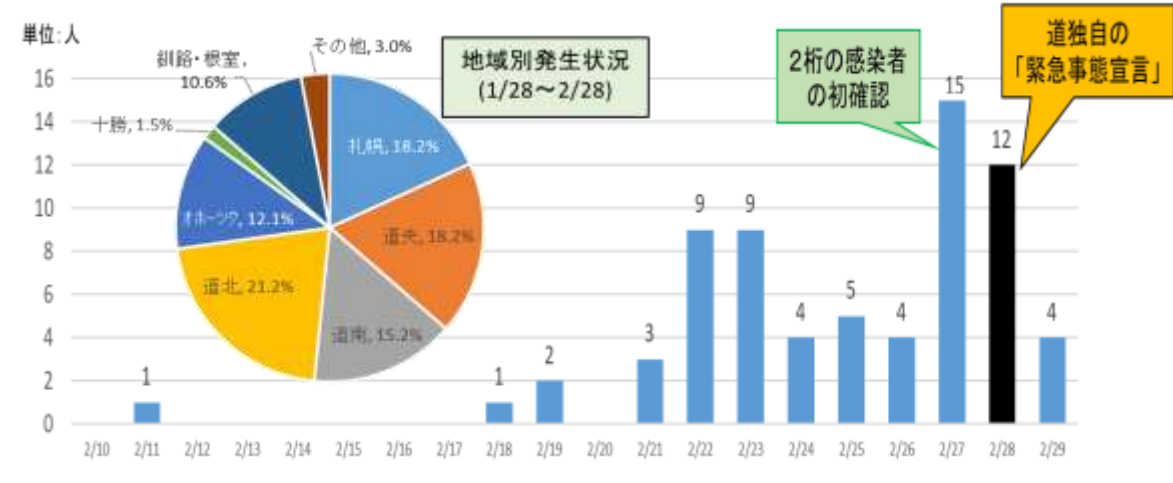
(1) 道民・事業者への要請（道独自の緊急事態宣言）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 1. 28	○道内で初めての感染者を確認（武漢からの旅行者） ○「北海道感染症危機管理対策本部」第1回本部会議を開催
	R2. 2. 28	○本部会議を開催 ⇒道独自の緊急事態宣言を決定
	R2. 2. 28～3. 19	○道独自の緊急事態宣言
	R2. 3. 18	○本部会議の開催 ⇒当初予定どおり、3月19日までの宣言期間終了を決定

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月中旬から道内全域で広範囲に新規感染者が確認されるなど、全道での感染拡大のおそれが高まり、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議メンバーからも「この1～2週間で人と人との接触を可能な限り抑えることが必要」「対策を実施しないと、道全体で急速に感染が拡大しかねない」といった助言を受けた。 ・ こうした経緯を踏まえ、道としては、感染の急激な拡大により医療崩壊の事態につながることを避けなければならないといった観点から、北海道感染症危機管理対策本部において、道独自の緊急事態宣言を発出することを決定し、道民に対して、週末の外出自粛などを要請した。 ・ 3月以降、新規感染者数は減少傾向、リンクなしの感染者数も減少傾向となったことから、当初予定どおり、3月19日までの宣言期間終了を決定した。

【道独自の緊急事態宣言の内容】

期 間	令和2年2月28日（金）～3月19日（木）
メッセージ内容	
2月28日（金）	・ 感染の拡大防止のため、この週末は外出を控えてください。
3月1日（土）	・ 換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない！ ・ 部屋の空気は、定期的に入れ換えを！ ・ 風邪ぎみの方は自宅で休む！
3月5日（木） 3月12日（木）	・ 今週末に外出するときは、必ず確認してください。 － 体調は大丈夫？風邪ぎみではありませんか？ － 人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？ － 買い物は、混んでいる時間帯ではありませんか？



(2) 道民・事業者への要請（特措法に基づく緊急事態措置）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 4. 17～5. 25	○緊急事態措置（特措法に基づく初めての措置）
II 期	R3. 5. 9～5. 15	○まん延防止等重点措置
	5. 16～6. 20	○緊急事態措置
	6. 21～7. 11	○まん延防止等重点措置
	R3. 8. 2～8. 26	○まん延防止等重点措置
III 期	8. 27～9. 30	○緊急事態措置
	R4. 1. 27～3. 21	○まん延防止等重点措置

取組の背景・経過等	
<p>< I 期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月以降、道内では10名以上の新規感染者が連続して確認される中、特に札幌市において感染が拡がりつつあったことから、4月12日に知事と札幌市長が協議し、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出するとともに、国の緊急事態宣言を踏まえ、北海道における5月6日までの緊急事態措置を決定。外出自粛や施設の使用停止(休業要請)などに取り組むことを決定した。(休業要請については、協力いただいた事業者に一定の要件のもと、支援金を支給) ・ 事業者への支援として、国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、道においても31日まで措置を延長する一方、地域ごとの感染状況を踏まえ、石狩振興局管内を除く地域については、休業要請等の措置の一部を解除した。 ・ 国は5月25日に緊急事態宣言を前倒し解除したことから、道においても、同様に緊急事態措置を解除することとしたが、新規感染者数の状況などを踏まえ、外出自粛の要請などについては31日まで延長することとした。 <p>< II 期 (R3. 3～R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月下旬以降、200人/日前後の新規感染者数が確認される中、全道の感染者数の7割以上を占める札幌市では、外出自粛や時短要請などを行ってきたが、入院患者数や重症患者が過去最多の水準となり、新規患者の受入れを休止する基幹病院も出るなど、医療の非常事態という状況となったことから、さらに強力な対策が必要との考えの下、5月5日、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国に要請した。 ・ その後、札幌市以外の地域における感染状況を踏まえ、国は5月14日、緊急事態措置区域に北海道を追加、道では緊急事態措置を決定し、16日から31日までの間、不要不急の外出自粛や飲食店における休業要請等を実施した。(その後、6月20日まで措置を延長) 	

- ・全道の感染状況が改善する中、札幌市においては依然として高い水準にあることから、6月21日から7月11日までの間、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を決定した。
- ・7月以降、デルタ株への置き換わりなどにより、新規感染者数は再び増加傾向に転じ、特に札幌市の感染者数が全道の75%を占める状況となったことから、市内において、できる限り外出を控えるなどの対策を徹底するとともに、まん延防止等重点措置について20日、26日に国に対し要請を行った。(30日、国において決定)
- ・道では、8月2日から札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を決定し、不要不急の外出自粛や飲食店の時短要請等を実施した。(14日から石狩振興局管内及び小樽市、20日から旭川市を追加)
- ・8月25日、国が緊急事態措置の北海道への適用を決定したことを受け、27日から9月12日まで、北海道における緊急事態措置を実施するとともに、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市については、特定措置区域に指定し、さらなる対策を講じた。(国の宣言延長を踏まえ、措置を9月30日まで延長)

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・1月4日、道内で初めてオミクロン株の感染事例が確認されると、急速に感染が広がった。こうした中、病床使用率の増加が続く見込みであることや全道的に医療がひっ迫するおそれがあることから、21日、全道を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国に要請し、25日には国において北海道を追加することが決定された。
- ・道では、1月27日から2月20日まで全道を対象にまん延防止等重点措置を実施することとし、混雑している場所への外出自粛や飲食店の時短要請等を実施した。(国の措置延長を踏まえ、3月6日まで延長)
- ・3月1日、より感染力の強いオミクロン株のBA.2系統が道内でも初確認され、今後、再度新規感染者数が増加に転じることが懸念される状況となったことから、国に対し、全道を対象とした重点措置の延長を要請し、国の決定を踏まえ、道の措置を21日まで延長した。
- ・7月15日、国の基本的対処方針に「現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持する」ことが位置づけられた。

[行動制限を伴う措置の主な実施状況（地域別）]

※全域での措置は「●」、地域限定の措置は「◎」

	要請期間	区分	対象地域					主要要請内容	
			全域	札幌市	旭川市	小樽市	石狩振興局管内	外出自粛	休業要請、時短営業等
I期	R2.4.17 ~ R2.5.6	緊急事態措置	●					●	●
	" ~ R2.5.31	" (5.15改訂)	●				◎	●	● (石狩以外一部緩和)
	" ~ R2.5.31	" (5.22改訂)	●				◎	●	● (一部緩和)
	R2.5.25	緊急事態措置解除							
	R2.5.25 ~ R2.5.31	感染拡大防止に向けた取組	●				◎	●	●
	R2.11.7 ~ R2.11.27	感染拡大防止に向けた施策		◎					◎ (一部地域)
	R2.11.7 ~ R2.11.27	感染拡大防止に向けた施策 (11.17改訂)		◎				◎	◎ (一部地域)
	R2.11.28 ~ R2.12.11	感染拡大防止に向けた施策 (11.26改訂)		◎				◎	◎
	R2.12.12 ~ R3.1.15	感染拡大防止に向けた施策 (12.10改訂)		◎	◎			◎	◎ (札幌市)
	R2.12.26 ~ R3.1.15	感染拡大防止に向けた施策 (12.26改訂)		◎	◎			◎	◎ (札幌市)
	R3.1.16 ~ R3.2.15	感染拡大防止に向けた施策 (1.16改訂)		◎				◎	◎
	R3.1.16 ~ R3.2.15	感染拡大防止に向けた施策 (1.28改訂)		◎		◎		◎	◎ (札幌市)
	R3.2.16 ~ R3.2.28	感染拡大防止に向けた施策 (2.13改訂)		◎		◎		◎	◎ (札幌市)

※全域での措置は「●」、地域限定の措置は「◎」

	要請期間	区分	対象地域					主要要請内容	
			全域	札幌市	旭川市	小樽市	石狩振興局管内	外出自粛	休業要請、時短営業等
II期	R3.3.27 ~ R3.4.16	札幌市を対象とした感染拡大防止に向けた施策		◎				◎	
	R3.4.17 ~ R3.5.14	感染の再拡大防止に向けて		◎				◎	
	R3.4.17 ~ R3.5.14	感染の再拡大防止に向けて (4.23改訂)		◎				◎	◎
	R3.5.9 ~ R3.5.31	まん延防止等重点措置		◎				◎	◎
	R3.5.16 ~ R3.5.31	緊急事態措置	●	◎	◎	◎	◎	●	●
	R3.6.1 ~ R3.6.20	緊急事態措置 (延長)	●	◎	◎	◎	◎	●	●
	R3.6.21 ~ R3.7.11	まん延防止等重点措置	●	◎	◎	◎	◎	●	◎
	R3.7.12 ~ R3.8.22	夏の再拡大防止特別対策 (~7.25 重点地域 (札幌市))		◎				◎	◎
	R3.7.12 ~ R3.8.22	夏の再拡大防止特別対策 (~8.22 重点地域 (札幌市))		◎				◎	◎
	R3.8.2 ~ R3.8.31	まん延防止等重点措置	●	◎				●	◎
	R3.8.2 ~ R3.8.31	まん延防止等重点措置 (8.13改訂)	●	◎		◎	◎	●	◎
	R3.8.2 ~ R3.9.12	まん延防止等重点措置 (8.18改訂)	●	◎	◎	◎	◎	●	◎
	R3.8.27 ~ R3.9.12	緊急事態措置	●	◎	◎	◎	◎	●	●
R3.9.13 ~ R3.9.30	緊急事態措置 (9.10改訂)	●	◎	◎	◎	◎	●	●	
R3.10.1 ~ R3.10.31	秋の再拡大防止特別対策 (~10.14 重点地域 (札幌市))		◎				◎	◎	
III期	R4.1.27 ~ R4.2.20	まん延防止等重点措置 (全道域)	●						●
	R4.2.21 ~ R4.3.6	まん延防止等重点措置 (2.18改訂)	●						●
	R4.3.7 ~ R4.3.21	まん延防止等重点措置 (3.4改訂)	●						●

(3) 道民・事業者への要請（新北海道スタイル）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 5. 28～ R2. 5. 29～ R2. 6. 26～	○「新北海道スタイル」普及啓発開始 ○「北海道コロナ通知システム」運用開始 ○「新北海道スタイル推進協議会」設立
II 期	R3. 10. 12～	○「新北海道スタイル」アイデアコンテスト募集開始 (R4. 1. 17 まで)
III 期	R4. 8. 25 R4. 9. 25 R5. 5. 7 R5. 5. 8	○「新北海道スタイル」ビジネスモデル事例集を発行 ○「北海道コロナ通知システム」運用廃止 ○「新北海道スタイル」の終了 ○「新北海道スタイル推進協議会」廃止

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、道民と事業者が連携しながら、感染リスクを低減させ、事業継続やビジネスチャンス拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイルをわかりやすく伝えられるよう、「新北海道スタイル」の普及啓発を開始した。 ・ピクトグラムを活用して行動変容を促すとともに、新聞広告 (R2. 5:5 社、R2. 12:17 社)、テレビ CM (R2. 5～R2. 6:5 社・600 本、R2. 8:1 社・33 本、R2. 12:5 社・290 本、R3. 1:5 社・77 本) で周知した。 ・不特定多数の人が利用する施設やイベント等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした「北海道コロナ通知システム」を運用するとともに、同システムの周知を図った。 ・令和2年6月には、感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、企業、産業・業界等各種団体と行政機関が連携して「新北海道スタイル」の実践や定着に向けた先進的な事例の収集や発信等を行い、感染リスク低減や事業継続、ビジネスチャンスの拡大につながる取組を支援する「新北海道スタイル推進協議会」を設立。 ・7月からは、「新北海道スタイル」構築に必要な事業者等向けPRツールとして、ステッカー (140,000 枚)、ポスター (30,000 枚)、チラシ (20,000 枚) 等の作成や「新北海道スタイル」に取り組む事業者や取組の好事例をWEBサイトにより紹介した。 ・令和3年1月からは、「新北海道スタイル」の目指す「感染リスクの低減とビジネスチャンスの拡大」に繋げるため、フードデリバリー事業における利用拡大に向けた周知及び課題調査等を実施し、フードデリバリー各社と連携し、宅配送料無料などのキャンペーンを実施し、利用促進を促した。

<Ⅱ期 (R3.3~R4.1) >

- ・ I 期に引き続き、新聞広告 (R3.5:2 社、R3.10:2 社、R3.11:2 社、R4.1:5 社、R4.3:7 社)、テレビ番組とのタイアップ (R3.10:1 社) や、「北海道コロナ通知システム」の運用、周知を図るとともに、「新北海道スタイル」に取り組む事業者のWEB サイトでの紹介や、取組の好事例についての紹介などを実施した。
- ・ 令和3年10月からは「新北海道スタイル」を道民運動として展開するため、道民から感染症対策に関するアイデアを募り、効果的な周知を行うために「新北海道スタイル」アイデアコンテストを実施した。中高生の部と大学生の部の2部制で3つのテーマに沿ってアイデアを募った。(応募総数:道内100校から765件)

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・ I・Ⅱ期に引き続き、新聞広告 (R4.3:7 社、R5.1:1 社)、テレビ番組とのタイアップ (R4.11、R5.1、R5.3:1 社) を実施。また、「北海道コロナ通知システム」は、オミクロン株の拡大以降、積極的疫学調査の重点化などにより、接触通知を行う事例が発生していなかったことから通知システムを廃止した。
(廃止年月日:R4.9.25/利用実績:登録施設数 60,577 件、累計利用者数 501,551 件、接触通知事例:1 件)
- ・ コロナ禍において様々なアイデアや工夫によって新たなビジネスを実践している道内30事業者にヒアリングを行い、5つのテーマに分類した「新北海道スタイル」事例集を作成した。
- ・ 令和4年4月からは、アフターコロナを見据えたビジネススタイルの変革が求められている中、様々な課題を抱える道内の自治体・事業者と課題解決につながるスタートアップ企業とのマッチングを図り、課題解決に向けた取組の実証実験を行いサポートする「新北海道スタイル・デジタル・イノベーション・プログラム」を実施。事業報告会では、採択された3事業の報告を行ったほか、同報告会内容を新聞広告により紹介した。(応募結果:6市町村・4事業者から16課題、スタートアップ企業参加数 23 社)

(4) 道民・事業者への要請（第三者認証制度）

時 期		国・道の主な動き
Ⅱ期	R3. 6. 30～	○4市1町(札幌市・旭川市・小樽市・恵庭市・当別町)にて 試行実施 [100件程度]
	R3. 9. 1～	○札幌市において暫定実施 [1,000件程度]
	R3. 9. 24～	○札幌市において本格運用開始
	R3. 10. 15～	○石狩振興局(札幌市を除く)・小樽市・旭川市・函館市にお いて運用開始
	R3. 10. 22～	○全道で運用開始
Ⅲ期	R4. 8. 1～	○認証店応援クーポン(プレミアム付食事券)の発行 (販売: R4. 12. 19まで、利用: R5. 2. 7まで)
	R5. 3. 13	○マスク着用に係る道の認証基準を改正
	R5. 3. 31	○新規認証の終了(R5. 3. 20にて受付終了)
	R5. 5. 7	○道の第三者認証制度を廃止

取組の背景・経過等

<Ⅱ期 (R3. 3～R4. 1) >

- ・飲食店における感染防止対策の実効性を高めるため、令和3年4月に、国が都道府県に第三者認証制度(飲食店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度)の導入に速やかに着手するよう求めたことを受け、道でも制度の導入に着手した。制度の導入にあたっては、6月の4市1町による試行に始まり、9月からは札幌市での暫定実施を経て、本格運用を開始。運用開始直後は申請が集中し、認証に時間を要したケースもあったが、体制を強化し、即時交付など運用面での改善も図りながら対応するとともに、10月からは全道での運用を開始した。
- ・飲食店の感染防止対策の強化にあたっては、7月～12月に道が実施した飲食事業者等感染防止対策補助金(飲食店等がアクリル板やCO₂センサーなどを購入する費用等の補助)も活用された。
- ・感染防止対策が実施されている第三者認証店の利用を促進するため、11月に認証店マップを作成し、道のWEBサイトにて公表。12月には、全道における目標として、認証取得が先行している札幌市の水準(認証率6割)を目指すこととした。

<Ⅲ期 (R4. 1～) >

- ・認証制度や認証店利用促進のPRのため、非認証店への訪問等(R4. 2～)、認証店における取組事例の道WEBサイトでの紹介(R4. 7～)や、SNSを活用した認証店の利用促進キャンペーン(第1弾:R4. 9. 16～11. 30、第2弾:R5. 1. 26～R5. 3. 17)

等を実施した。

- ・令和4年7月、全道の認証率が6割を超えたことを踏まえ、各振興局ごとの認証率6割以上を新たな目標とし、飲食店への戸別訪問等により制度をPRした。【取得件数:19,942件(9振興局:認証率6割超)※対象店舗:全道約3万件】
- ・令和4年2月からは、認証店の感染防止対策の実施状況を確認する事後調査を行うなど、感染防止対策の実効性を確保するための取組も実施した。
- ・認証店の利用促進とともに外食需要を喚起するため、8月から「ほっかいどう認証店応援クーポン」の販売を開始（額面5千円のクーポンを1冊4千円で販売）。紙クーポン、電子クーポン合わせ、45億円分を発行し、7,700以上の認証店が参加した。
- ・国がマスク着用の考え方を「個人の判断を基本とする」と見直したことを踏まえ、令和5年3月にマスク着用に係る道の認証基準を改正した。
- ・国が感染症法上の位置づけを変更（5類への移行）することを公表したことを踏まえ、令和5年3月20日をもって新規認証の受付を終了。5類への移行とともに第三者認証制度も廃止されることとなったことから、5月7日をもって制度を終了した。

(5) 道民・事業者への要請（レベル分類等）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 8. 7 R2. 8. 25	○国が「今後想定される感染状況と対策について」を提示 ○「新しい警戒ステージ」の決定・運用開始
II 期	R3. 8. 26 R3. 11. 8 R3. 12. 8	○「新しい警戒ステージ」の改定 ○国が「新たなレベル分類の考え方」を提示 ○「レベル分類」の決定・運用開始
III 期	R4. 11. 25 R4. 11. 29	○政府対策本部が「オミクロン株対応の新レベル分類」を提示 ○「オミクロン株対応の新レベル分類」の決定・運用開始

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1~R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月7日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」において、感染状況を4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示された。 ・ 8月25日、道はこの提言に準拠することを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むため、感染者が急増する前の段階における対策に重点を置き、本道の実情も踏まえた「新しい警戒ステージ」の運用を開始。感染状況を5段階に区分し、指標及び講ずべき施策を設定した。 <p>< II 期 (R3. 3~R4. 1) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月26日、道は道と国のステージ区分を統一（道の区分を5→4段階）、一部指標の変更などの改定を実施した。 ・ 11月8日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「新たなレベル分類の考え方」において、医療ひっ迫状況に重点を置きながら対策を講じていくという考え方が示された。 ・ 12月8日、道は、ワクチンの接種や治療薬の開発が進んだことにより、軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用が減少していることなどを踏まえ、国の分科会の考え方にに基づき、「警戒ステージ」に替わる「レベル分類」の運用を開始した。 <p>< III 期 (R4. 1~) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月25日、国は政府対策本部において基本的対処方針を変更し、これまでの「レベル分類」の医療のひっ迫度に着目する基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目した「オミクロン株対応の新レベ

ル分類」に見直した。

- ・11月29日、道は「オミクロン株対応の新レベル分類」の運用を開始。レベル分類の枠組や指標・事象については、国に準拠、レベル判断に当たっては、レベル1・2については病床使用率、レベル3・4については病床使用率と重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断することとした。

	警戒ステージ (R2. 8. 25)	レベル分類 (R3. 12. 8)	オミクロン株対応の 新レベル分類 (R4. 11. 29)
目的等	<ul style="list-style-type: none"> ■十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化 ■警戒ステージの枠組・指標等は国のコロナ分科会提言を基本としつつも本道の実情を踏まえて設定 ※R3. 8. 26 5段階→4段階、指標等を改定	<ul style="list-style-type: none"> ■新規感染者数等を注視しつつ、医療のひっ迫に重点を置き、感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じる ■レベル分類の枠組・指標等は、国のコロナ分科会提言に基づき設定 	<ul style="list-style-type: none"> ■医療のひっ迫度に着目するこれまでのレベル分類の基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応した指標及び事象を改定 ■レベル分類の枠組や指標・事象については、国に準拠
段階	5 (4) 段階 (① (②③) ④ ⑤)	5 段階 (① ② ③ ④)	4 段階 (① ② ③ ④)
レベル等判断	<ul style="list-style-type: none"> ■各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ■将来の病床数を予測するツールに加え、感染経路不明割合や陽性率など様々な指標をモニタリングし、感染状況等の分析や評価を行う ■変異株の影響により感染拡大が急速に進む場合などはレベル移行や対策の前倒しを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ■レベル1・2については病床使用率、レベル3・4については病床使用率と重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ■病床 ②150 ③250 ④350 ⑤900 床超 ■重症病床 ②15 ③25 ④35 ⑤90 床超 ■新規感染者数(週人口10万単) ②2.0 ③2.5 ④15 ⑤25 人超 ※R3. 8. 26 病床使用率導入等一部指標見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■②病床(又は重症病床)使用率20%超 ■②新規感染者数(週人口10万単)15人超 ■②療養者数(10万単)20人超 ■③病床(又は重症病床)使用率50%超 ■④病床使用率100%超のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■病床使用率 ②30~ ③50~ ④80~% ■重症病床 ③50~ ④80~% ※事象(保健医療への負荷/社会経済活動の状況/感染状況)

(6) 事業者への事業継続支援

主な取組一覧
<p>1 事業継続・新事業展開に係る支援</p> <p>○新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営・金融等の相談に対応するため、令和2年7月にワンストップ窓口として「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁及び（総合）振興局に設置。</p> <p>○中小企業者等の経営安定のため据置期間を最大5年間設定でき、一定要件を満たす場合、当初3年間無利子、融資期間中の保証料がゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」を令和2年5月から取扱開始（令和3年5月末終了）。融資上限額は、国の統一基準である6,000万円（創設当初は3,000万円）に加え、道独自に2,000万円（創設当初は3,000万円）を上乗せ。</p> <p>○感染症の影響による消費行動や企業活動の変化に対応するため中小企業が行う、新分野展開や販売促進などの新たな取組を支援する制度を創設。 （中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金^{※1}）</p> <p>2 休業要請等に係る対応</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月25日から5月15日までの期間において休業や酒類の提供時間の短縮を行った事業者に対し「休業協力・感染リスク低減支援金^{※2}」を支給。また、令和2年5月16日から5月31日までの期間において休業した事業者や国の持続化給付金の対象者等に対して「経営持続化臨時特別支援金^{※3}」を支給。</p> <p>○令和3年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う時短営業・外出自粛要請等により売り上げが減少した事業者に対し、「道特別支援金^{※4}」を支給したほか、令和3年4月27日から10月14日、令和4年1月27日から3月21日までの期間には平均的な飲食店の固定費をカバーできる水準として、売上高の4割を「感染防止対策協力支援金^{※5}」として支給。また、休業要請等に協力いただいた特定措置区域の大規模施設等にも協力支援金^{※6}を支給。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料・エネルギー価格の高騰による影響を受けている中小事業者などに対し、令和4年7月27日から12月23日、令和5年1月19日から4月30日までの期間で「道内事業者等事業継続緊急支援金^{※7}」を支給。（中小・小規模事業者：10万円、個人事業主：5万円）</p> <p>※ゼロゼロ融資等、借入金の返済負担を軽減するために、道制度融資による低利での借換を促進するとともに、金融機関等に、融資先へのモニタリングの強化や、事業者の債務の条件変更や借換等の柔軟な対応を繰り返し要請。</p>

[主な支援の状況]

※事業費ベース

※1 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金 (R3-R4)		約 2,200 件	約 19 億円
感染防止対策協力支援金等 (R2-R4) 約 895 億円	※2 休業協力・感染リスク低減支援金	約 29,200 件	約 55 億円
	※3 経営持続化臨時特別支援金	約 82,000 件	約 46 億円
	※4 道特別支援金	約 47,600 件	約 59 億円
	※5,6 感染防止対策協力支援金等 (飲食店・大規模施設等) 〔道直営分以外を含む〕	約 75,500 件 (約 192,000 件)	約 735 億円 (約 1,618 億円)
※7 道内事業者等事業継続緊急支援金 (R4)		約 73,500 件	約 59 億円

[コロナ臨時交付金による道の経済対策の状況]

※事業費ベース

コロナ臨時交付金 受入総額(見込) 2,161 億円 (R2-R4)	<事業継続に向けた支援> ・ 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業 (R3-4) 19 億円 ・ 感染防止対策協力支援金 等 (R2-4) 895 億円 ・ 道内事業者等事業継続緊急支援金 (R4) 59 億円 ・ 新型コロナ対応資金信用保証料・利子補給金 (R2-3) 155 億円 ・ 小規模事業者緊急支援事業(持続化補助金上乘せ) (R2-3) 0.2 億円 ・ 中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業 (R2-4) 4 億円 ・ 中小・小規模事業者販売促進緊急支援事業費 (R3) 0.1 億円
主な事業者支援 1,387 億円	<就業支援> ・ 異業種チャレンジ奨励金 (R2-4) 12 億円 ・ 海外人材確保緊急支援モデル事業 (R2-4) 5 億円 <需要喚起> ・ 旅行割引事業(どうみん割など) (R2-3※) 49 億円 ※R3、R4 は別途、国の補助制度を活用して実施 ・ 道産品消費喚起特別割引事業 (R2-4) 25 億円 ・ ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン (R2-4) 51 億円 ・ 飲食店利用促進支援事業 (R4) 15 億円 ・ プレミアム付商品券発行支援事業費 (R2-4) 67 億円 ・ 教育旅行支援事業 (R2-4) 34 億円

※受入総額は歳入決算見込額。主な事業者支援の金額はコロナ臨時交付金歳出決算見込み。単位未満以下は四捨五入。

(7) 労働者・雇用等への支援

主な取組一覧	
1	<p>相談対応等</p> <p>○ジョブカフェ・ジョブサロンにおいて、令和2年7月にカウンセラーを増員したほか、WEB等を活用した相談体制の整備や企業説明会の開催等により、感染症の長期化により離職を余儀なくされた労働者へのきめ細かなカウンセリング等を実施し、再就職を支援。(ジョブカフェ・ジョブサロン:カウンセリング数 延べ40,661人、就職者数 20,562人 R2~R4年度実績)</p> <p>○企業等の求人情報をサイト上で提供することにより、短期労働希望者を支援し、生産維持・事業継続をサポート。(北海道短期おしごと情報サイト:掲載求人数 1,305人 非予算)</p>
2	<p>経済的給付</p> <p>○国に対し雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・給付金の更なる延長や対象の拡充など、雇用維持への支援について要望。</p> <p>○道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際に国が行った水際対策(14日間の公共交通機関不使用)に対応するための宿泊費用を支援。(海外人材確保緊急支援モデル事業:企業1,976社、外国人技能実習生等 5,198人、475,540千円)</p> <p>○介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として就職した場合、奨励金を支給。(異業種チャレンジ推奨事業:企業1,117社、就職者1,757人、1,178,570円)</p>

(8) 需要喚起策等（旅行への支援）

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 7. 1～ 12. 27	○「どうみん割」実施（R2. 10. 20～「りとうぷらす」実施）
	R2. 7. 22～ 12. 27	○「Go To トラベル事業」実施（クーポン発行）（国）
	R2. 11. 27～ 12. 27	○札幌市を目的地とする旅行割引を一時停止、札幌市居住者による利用の自粛を要請 （※Go To トラベルはR2. 11. 24～R2. 12. 27）
Ⅱ期	R3. 4. 2～ 12. 5	○「新しい旅のスタイル」実施
	R3. 5. 16～ 10. 14	○「新しい旅のスタイル」一時停止
	R3. 12. 6～R4. 3. 31	○「どうみん割」実施（クーポン発行）
Ⅲ期	R4. 1. 21～ 3. 21	○「どうみん割」一時停止
	R4. 4. 1～ 10. 10	○「どうみん割」の実施
	R4. 10. 11～R5. 7. 14	○「HOKKAIDO LOVE！割」（全国旅行支援）実施（クーポン発行）

取組の背景・経過等

<Ⅰ期（R2. 1～R3. 3）>

- ・緊急事態措置に伴う外出自粛要請や外国人の入国制限などコロナの影響により落ち込んだ観光関連産業を支援し、収束後の観光需要喚起を図ることを目的に、令和2年7月1日から、道民の道内旅行を支援する「どうみん割」を開始。また、7月22日からは国において国民の国内旅行を支援する「Go To トラベル」が開始された。

（参考：R2. 4月～6月の観光入込客数は前年同期比47.6%減少）

- ・10月20日からは、離島の観光需要喚起を図るため、道民の離島への旅行を支援する「りとうぷらす」を開始した。
- ・感染症の拡大に伴い、11月27日（Go To トラベルは11.24）から、札幌市を目的地とする旅行割引を一時停止、また、札幌市居住者による利用の自粛を要請した（R2. 12. 27まで）。
- ・感染症の拡大に伴い、全ての支援策を令和3年1月11日まで全道一斉停止。その後、国の緊急事態宣言等を踏まえて、全道一斉停止期間を延長した（R3. 4. 1まで）。

<Ⅱ期（R3. 3～R4. 1）>

- ・春休みや年度替わりの時期を迎え、人の移動や旅行の増加によって、感染拡大の懸念が大きくなったため、利用者・事業者双方が感染拡大防止策を徹底した「新しい旅のスタイル」をモデル事業として構築し、その普及と定着を図ることを目

的に、道民を対象とした支援事業「新しい旅のスタイル」を令和3年4月2日から開始。対象は、同居者（個人も可）との旅行、道内を6圏域に分け、域内旅行の宿泊施設に限定した（札幌市は対象外）。

- ・令和3年5月16日から全道域が緊急事態措置区域となり、外出自粛の要請等を行ったため、「新しい旅のスタイル」を全道域で停止、その後、感染状況が落ち着くに伴い、10月15日から全道域で再開。さらに、11月1日からは圏域の設定を解除、11月15日からは、同居者要件を廃止するなど利用条件を緩和した。
- ・12月6日からは、「新しい旅のスタイル」の感染対策等を取り入れた「どうみん割」（道民の道内旅行を支援）を開始。令和4年1月4日からは、対象者に青森県民を追加するとともに、ワクチン・検査パッケージを導入。また、国の取扱いに準じて、全道で感染状況がレベル3以上となった場合、事業全体を停止する条件を設定した。

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・道内における「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請したため、令和4年1月21日から「どうみん割」を停止。「まん延防止等重点措置」の終了に伴い、3月22日から再開。また、感染状況等を踏まえ「どうみん割」の実施期間を順次延長した（10.10まで。4.29~5.8利用分除く）。
- ・国の補助制度の変更に伴い、「どうみん割」の利用対象者を拡大した（R4.4.1から岩手県、宮城県、秋田県及び山形県、R4.4.11から青森県、R4.5.9から福島県の各県民を追加）。
- ・10月11日から、国の制度に基づき、道が、全国民を対象とした全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE! 割」を開始（12.28~R5.1.9を除く）、令和5年1月10日からは新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、割引率等の制度見直しを図った上で全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE! 割」を再開。その後、対象期間を7月14日まで延長した（4.29~5.7利用分除く）。

[各事業の実績]

事業名(実施年度)	実績(利用延人数/支援金額)
どうみん割(R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 307,544人(うち離島: 6,298人) ・ 約18億円
新しい旅のスタイル(R3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 371,998人 ・ 約22億円
どうみん割(R3~R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,107,383人 (うち道民: 97.2%、東北6県: 2.8%) ・ 約191億円(クーポン利用額含む)
HOKKAIDO LOVE!割(R4~R5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5,968,344人 ・ 約344億円(クーポン利用額含む) <p>※3月末までの実績値</p>

(9) 需要喚起策等（飲食への支援）

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 11. 10	○Go To Eat プレミアム付き食事券の販売開始
	R2. 11. 30～R3. 8. 18	○感染拡大のため販売停止
Ⅱ期	R3. 8. 19～ 10. 14	○利用条件を「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定し、販売再開
	R3. 10. 15～ 10. 31	○利用人数等の制限（4人以内、2時間以内）を設けた上で、店内利用再開
	R3. 11. 1～R4. 1. 26	○利用人数等の制限を撤廃
Ⅲ期	R4. 1. 27～ 3. 21	○利用条件を「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定
	R4. 3. 22	○店内利用再開
	R4. 4. 10	○販売終了
	R4. 5. 10	○利用期間終了

取組の背景・経過等

<Ⅰ期 (R2. 1～R3. 3) >

- ・緊急事態措置などに伴う外出自粛要請や営業時間短縮の要請などにより、飲食店が大きな影響を受ける中、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む飲食店を支援するため、国において11月10日にプレミアム付き食事券の販売が開始された。
- ・こうした中、10月23日、国のコロナ分科会においては感染拡大の事前防止対策として、飲酒を伴う懇親会等や大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会食といった感染リスクが高まる場面が示されるとともに、道内においても札幌市を中心に感染の拡大傾向が続いたことから、11月30日には全道で食事券が販売停止となり、また、道では、食事券の利用を控える旨の呼びかけを行った。

<Ⅱ期 (R3. 3～R4. 1) >

- ・道内の飲食店の経営がより深刻化していることから、その経営を応援するため、利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定した上で、8月19日から食事券の販売・利用が再開された。
- ・9月30日で緊急事態措置が終了したこと等を踏まえ、飲食需要を早期に喚起し、道内飲食店の経営を支援するため、利用人数等の制限（4人以内・2時間以内）を設けた上で、10月15日から食事券の店内利用が再開された。
- ・感染者数が減少する中、11月1日、道が警戒ステージを1に移行し、飲食店利用時の人数制限を撤廃したことから、同日から食事券の店内利用における制限が撤廃された。

<Ⅲ期 (R4.1～) >

- ・ 1月に入り、感染者数が急速に拡大する中、1月27日からのまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、同日から食事券の利用条件が「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定された。
- ・ 3月22日のまん延防止等重点措置の解除を踏まえ、同日から食事券の店内利用が再開された。

<Go To Eat「プレミアム付き食事券発行事業」について>

感染防止対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援するため、購入額の25%分を上乗せした食事券を発行する国の事業で都道府県単位で実施。本事業の休止や再開、利用制限の内容などについては、都道府県知事が国に要請し、国が受託業者（北海道は北海道商工会議所連合会）に指示。

<実施状況>

(1) 事業期間

販売期間 令和2年11月10日～令和4年4月10日 (517日間)

利用期間 令和2年11月10日～令和4年5月10日 (547日間)

※販売（利用）停止 262日間、テイクアウト等のみ 111日間

(2) 販売実績

印刷冊数 100万冊（販売価格8,000円、発行単位10,000円
（1,000円券×10枚綴り、100億円分））

販売冊数 838,227冊（83億8,227万円分）

登録店舗数 7,743店舗（令和4年5月10日時点）

利用枚数 8,318,481枚（83億1,848万1千円）

(10) 需要喚起策等（移動への支援）

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 7. 28	○ぐるっと北海道の販売開始
	R2. 12. 28	○商品販売の中止（令和3年10月31日まで）
Ⅱ期	R3. 11. 1	○ぐるっと北海道の販売再開
	R4. 1. 27	○商品販売の中止（令和4年3月21日まで）
Ⅲ期	R4. 3. 22	○ぐるっと北海道の販売再開
	R5. 3. 31	○事業終了

取組の背景・経過等
<p><Ⅰ期（R2.1～R3.3）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者は、緊急事態宣言期間中も国の要請に基づき、事業を継続してきたが、観光客の減少、在宅勤務の推進等により、利用者が大幅に減少した。 （参考：（R2.3月前年比）航空▲70%、鉄道▲49%、貸切バス▲78%、乗合バス▲33%、タクシー▲41%、フェリー▲36%） ・こうした極めて厳しい環境にある交通事業者の事業継続と感染防止対策を図りつつ利用者の早期回復を図るため、「ぐるっと北海道公共交通利用キャンペーン」を開始。「新北海道スタイル」の構築に取り組む交通事業者が発行する乗り放題乗車券やプレミアム付き乗車回数券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担し、その相当額等を事業者に対して補助を行った。 ・なお、コロナの新規感染者数拡大に伴い、令和2年12月28日から令和3年10月31日まで商品の販売停止を行った。 <p><Ⅱ期（R3.3～R4.1）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの新規感染者数拡大に伴い、令和4年1月27日から令和4年3月21日まで商品の販売停止を行った。 ・令和2年度からの繰り越し予算と令和3年度現年予算により事業を実施した。 <p><Ⅲ期（R4.1～）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の利用者は、徐々に回復傾向にあったが、依然としてコロナ流行前を大きく下回っていたことから、各交通モードの乗車率について、コロナ禍前の水準まで回復させるため、令和4年度においても、令和3年度の繰り越し予算に加え、追加補正を行い令和5年2月まで事業を継続した。 （乗車券の使用期間は令和5年3月まで） ・なお、コロナの新規感染者数拡大に伴う商品の販売停止はなかった。

〔ぐるっと北海道公共交通利用キャンペーン事業概要〕

割引補助	対象者	北海道スタイルに取り組む交通事業者（航空機・鉄道・バス・タクシー・フェリー ※道内線限定）
	対象経費	乗り放題乗車券、プレミアム乗車対象券（1枚1,000円以上）
	補助額	一社単独30%以内、複数連携50%以内

〔販売された券種〕

鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道による全道6日間周遊パス ・道南いさりび鉄道による1日乗り放題パス 等
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイヤー協会による割引クーポン
バス	<ul style="list-style-type: none"> ・中央バスを含むバス事業者14社によるクーポン乗車券 ・旭川電気軌道及び北都交通、沿岸バス、帯運観光、函館バス、北海道バス、道南バスによる個別の回数券 ・道北バス・旭川電気軌道・ふらのバスによる乗り放題パス 等
フェリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートランドフェリー、羽幌沿海フェリーによる往復割引券
航空	<ul style="list-style-type: none"> ・JAL、ANA、HACによる割引乗車券

〔販売数及び販売額の実績〕

年度	販売額（億円）	販売数（セット）
令和2年度	25.0	179,387
令和3年度	47.4	364,897
令和4年度	35.6	294,690
合計	108.0	838,974

(11) 生活困窮者への支援

主な取組一覧	
1 相談対応等	<ul style="list-style-type: none">○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関での相談対応（全 35 市及び 14 振興局で実施）○生活福祉資金特例貸付の返済に不安のある方に対する市町村社協窓口への専門相談員の増員への支援（R4 年度～）○商工団体やフードバンクなどのNPO法人、自治体等の官民が連携し、地域全体で生活困窮者支援を行うプラットフォームを整備（R4 年度～・14 振興局）○自立相談支援機関と連携して生活困窮者への支援を行うNPO法人等への補助（R4 年度～）
2 経済的給付	<ul style="list-style-type: none">○生活福祉資金特例貸付の実施（@最大 200 万円、約 14 万 1 千件、約 511 億円（R2.3～R4.9 実績））○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（約 3,000 件、約 6 億 3 千万円（R3,4 年度実績））○住居確保給付金（約 4,700 件、約 10 億円（R2～R4 年度実績）） （参考）国の取組 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 （R3,4 年度、@10 万円、1 兆 5,377 億円）

〔生活保護の申請状況〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全道保護申請件数	15,372 件	15,351 件	16,472 件

- ・生活保護申請件数は、令和4年度は前年比で増加している。
- ・全国も同様の傾向だが、厚生労働省は未だコロナ禍から抜け出したと言える状況ではなく、今後も物価高が生活困窮者に与える影響などを注視していく必要があるとしている。

(12) ひとり親世帯への支援

主な取組一覧		
1 経済的支援（給付金）		
項目	対象者	内容
北海道子育て世帯臨時特別給付金（道単独事業分） （令和4年度のみ）	①児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給していることにより、上記手当の支給を受けていない者 ③新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、収入が上記手当受給者と同水準となった者	児童1人あたり 1万円支給
子育て世帯生活支援特別給付金（国事業分） （令和2年度～5年度）		児童1人あたり 5万円支給
2 就労支援（資格取得のための給付金）		
項目	対象者	内容
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母、 父子家庭の父 ^{※1}	雇用保険制度の教育訓練給付指定講座を受講した際に、受講料の一部を支給 ・受講料の6割相当額（上限40万円、下限1.2万円）
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母、 父子家庭の父 ^{※1}	養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業した際に支給 ・月額10万円（課税世帯は70,500円） ・対象資格：看護師、理学療法士など
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭の母又は児童、 父子家庭の父又は児童 ^{※1}	高卒認定試験合格のための講座を受講した際に支給 （通学又は通学及び通信制併用の場合） ①開始時：受講費用の4割 ※上限20万円 ②修了時：受講費用の1割 ※①と通算で上限25万円 ③合格時：受講費用の1割 ※①②と通算で上限30万円
※1 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者		
3 就労支援（相談・情報提供）		
項目	対象者	内容
母子家庭等就業・自立支援センター ※道内7カ所	母子家庭の母、 父子家庭の父	就業に関する相談、技能習得、就業情報提供まで一貫した就業支援サービスを提供。養育費に関する相談支援等を実施。

(13) 差別・偏見への対策

主な取組一覧
<p>1 相談対応等</p> <ul style="list-style-type: none">○新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見などの人権問題に対応するため、電話及びメールによる相談窓口を道庁内に設置（R2. 10～）○相談窓口に寄せられた事例を紹介するチラシを作成し、道のホームページに掲載 <p>2 啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none">○新型コロナウイルス感染症の正しい理解と人権への配慮を呼びかけるとともに、各関係機関の相談窓口を周知するホームページを開設（R2. 5～）○記者会見による呼びかけや、知事からの新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解をお願いするメッセージ（R2. 6）と、正しい理解と思いやりのある行動をお願いするメッセージ（R2. 10）の発出○2種類の啓発ポスターを小中学校等へ配付（R2. 11）○新聞（R3. 6）や広報紙（R3. 8）への差別防止と冷静で思いやりある行動の啓発広告の掲示○プロスポーツチームと連携した啓発の実施（日ハム HP にバナー広告掲載、コンサドーレ札幌の選手による啓発動画の作成（R3. 6. 11 配信開始）など）○新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別等の防止を訴える啓発バナーを掲出し、道のホームページへ誘引（R4. 3）

(14) 学校教育活動（一斉臨時休業要請）

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 2. 21	○上川管内の小中学校で児童 2 名の感染が確認され、以降、児童生徒や学校関係者の感染が相次ぐ
	R2. 2. 26	○道教委が各市町村教育委員会に対し学校の臨時休業を要請（2/27 から 3/4 までの 7 日間）
	R2. 2. 27	○内閣総理大臣が全国の教育委員会に対し学校の臨時休業を要請（3/2 から春休みまで）
	R2. 4. 6	○新学期となり学校の教育活動が再開
	R2. 4. 14	○道と札幌市による「北海道・札幌市緊急共同宣言」（4/12）が発出され、札幌市内の学校及び札幌市近隣の高校・特別支援学校において臨時休業を実施（5/6 まで）
	R2. 4. 16	○国が緊急事態宣言を 7 都府県から全国に拡大（5/6 まで）
	R2. 4. 17	○新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）に基づく知事からの要請を踏まえ、道教委が各市町村教育委員会に対し学校の臨時休業を要請（5/6 まで）
	R2. 5. 4	○緊急事態宣言の期間の延長に伴い、特措法に基づく知事からの要請を踏まえ、道教委が各市町村教育委員会に対し学校の臨時休業の期間の延長を要請（5/31 まで）
	R2. 6. 1	○学校の教育活動が再開

取組の背景・経過等

< I 期 (R2. 1~R3. 3) >

- ・令和 2 年 2 月 21 日に、上川管内の小中学校で児童 2 名の感染が確認され、以降、児童生徒や学校関係者の感染が相次いだ。こうした状況に加え、道内の感染者が増加傾向にあることを重く受け止め、2 月 25 日に、知事から教育長に対し、学校の一斉臨時休業を検討するよう要請があった。
- ・道教委では、知事の要請に基づき 2 月 27 日から 7 日間の一斉臨時休業を実施することとして、2 月 26 日に、各道立学校に通知するとともに、各市町村教育委員会に実施を要請した。
- ・2 月 27 日に、内閣総理大臣から全国の教育委員会に対し、3 月 2 日から春休みまでの間、学校の臨時休業を行うよう要請があった。これにより全国で一斉臨時休業が行われることになり、結果として、4 月の一旦の再開を挟み、5 月末までの約 3 ヶ月間にわたって実施された。

(15) 学校教育活動（学校での感染対策）

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 4. 28～	○道立学校の感染症対策用の衛生備品（非接触型体温計等）の経費を措置
	R2. 5. 14	○「リモート学習応急対応マニュアル」を作成し道立学校・市町村に通知
	R2. 6. 1	○学校の再開に伴い、児童生徒・保護者向けのリーフレットを作成し周知
	R2. 7. 15～	○「スクール・サポート・スタッフ」等の配置を拡大
	R3. 2. 16	○オンラインによる「健康観察システム」を構築し学校での運用を開始
	R3. 2. 19	○道総研と連携し「学校における冬季の換気」の方法について周知
Ⅱ期	R3. 5. 8	○教育局に「感染症対策支援チーム」を設置し、学校の取組を支援
	R3. 5. 15	○感染症対策に関し、学校の教育活動等における留意事項について通知
	R3. 5. 26	○部活動の大会の再開に伴い、大会等における留意事項について通知
	R3. 10. 13	○「健康観察システム」に「感染予防行動チェック」の機能を追加
	R3. 11. 18～	○札幌大及び道総研と連携し「感染症対策改善セミナー」を実施
Ⅲ期	R4. 5. 26～	○マスク着用の考え方等に関するリーフレットや動画を作成し通知
	R5. 2. 13	○国の「卒業式でのマスクの取扱い」に関するリーフレットを作成し周知
	R5. 2. 15	○感染症対策改善セミナーの成果資料「感染症に強い学校づくり」を作成
	R5. 5. 15	○5類への移行に伴い、学校の教育活動等における留意事項を再整理

取組の背景・経過等
<p><Ⅰ期 (R2. 1～R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月からの学校再開に向け、校舎の消毒方法、健康観察シートの活用、臨時休業の考え方等を周知するとともに、感染症対策に必要な備品の整備を行った。 ・学校再開後は、国の衛生管理マニュアル等を踏まえて感染症対策を徹底するよう各学校への指導に努めた。

- ・学校における感染症対策を支援するため、スクール・サポート・スタッフや学習指導員の配置の拡充を図った。
- ・臨時休業時等における児童生徒の学習支援に向けて、ICTの活用によるオンライン学習の活用促進に努めた。

＜Ⅱ期 (R3.3～R4.1)＞

- ・教育局に「感染症対策支援チーム」を設置して学校への支援を行うとともに、ウイルスの特性や感染防止対策に関する知見の蓄積をもとに、感染リスクの高い場面や感染予防の優良事例の周知に努めた。
- ・札医大及び道総研と連携し、学校を訪問して感染症対策の改善点を整理する「感染症対策改善セミナー」を実施し、その成果の普及に取り組んだ。

＜Ⅲ期 (R4.1～)＞

- ・濃厚接触者のリストアップを行い、個別に出席停止にすることで、臨時休業（学級閉鎖等）を避けるなどして、学校における「感染症対策」と「学びの保障」の両立に努めた。
- ・マスクの着用に関する取扱いや卒業式の対応など、国の対策の変更等について、各学校に速やかに伝達するとともに、リーフレットや動画を作成するなど、わかりやすい周知に努めた。
- ・「感染症対策改善セミナー」の成果をもとに「感染症に強い学校づくり」の実現に向けた資料を作成・周知し、今後の感染症対策への備えとした。

3 行政の対応

(1) 専門人材の確保・育成

時 期		国・道の主な動き
Ⅰ期	R2. 2	○クラスター対策班（国）の派遣を受け入れ
	R2. 4	○感染症対策専門家派遣事業開始
	R2. 5	○COVID-19 JMAT（日本医師会災害医療チーム）の制度を活用した医療チームの派遣を受け入れ
	R2. 6	○COVID-19 支援ナース事業開始
	R2. 9	○介護職員等派遣事業開始
	R2. 11	○IHEAT の運用を開始
Ⅱ期	R3. 11	○COVID-19 支援ナース事業対象拡大
Ⅲ期	R4. 4	○COVID-19 支援ナース事業の派遣調整業務を北海道看護協会に委託
	R5. 4	○国が地域保健法を改正し IHEAT を法定化（R5. 4. 1 施行）

取組の背景・経過等

<Ⅰ期（R2. 1～R3. 3）>

- ・道内にも感染が広がりつつある中、感染経路及び感染者を推定し、濃厚接触者の把握と適切な囲い込みが重要であることから、令和2年2月25日に国に設置されたクラスター対策班の派遣を受け、専門家からの指導・助言を受けながら、集団感染に対応するノウハウや知見を蓄積し、積極的疫学調査などの対策を実施した。
- ・施設や病院において感染症対策が必要になった場合に、専門家を派遣し、指導・助言を行う感染症対策専門家派遣事業を4月から開始した。
- ・5月には、日本医師会協力の下、COVID-19 JMAT（日本医師会災害医療チーム）派遣の仕組みを活用したクラスター発生施設への医療チーム（医師、看護師、事務職員等で編成）の派遣を受け、医療提供、施設の感染対策、地域の医療体制整備に協力いただいた。
- ・また、医療機関等においてクラスター発生時、通常の診療体制・運営の維持が困難となった場合に看護職員を派遣し、初動の支援を行う、COVID-19 支援ナース事業を6月から開始した。
- ・更に、社会福祉施設等の利用者や職員が新型コロナウイルスに感染するなどして、当該施設の介護職員等が不足した場合に、他の社会福祉施設等から派遣する介護職員等派遣事業を9月から開始した。
- ・国においては、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクを創設し、支

援の要請があった保健所等に対し潜在保健師等を派遣する仕組み（IHEAT）の運用を9月から開始。道においても11月から運用を開始し、保健所体制の強化を図った。

※各派遣制度の活用実績は次表「各種派遣制度を活用した道内応援実績（延べ人数）」のとおり

<Ⅱ期（R3.3～R4.1）>

- ・感染拡大と縮小の波が中長期的に反復することが想定される中、引き続き、医療提供体制の確保を図っていくため、令和3年11月からCOVID-19支援ナース事業の対象を拡大。重点医療機関等が新型コロナウイルス感染症受入病床確保のため、欠員が生じた一般病棟等への応援派遣看護師についても対象とすることとした。

<Ⅲ期（R4.1～）>

- ・COVID-19支援ナース事業の派遣調整業務は、医療機関からの要請を受けた道が北海道看護協会の協力を得て実施していたが、令和4年4月に本調整業務について北海道看護協会に委託した。
- ・保健所設置自治体が感染症のまん延時等の健康危機発生時に、速やかにIHEAT要員による支援を受けられるよう、令和4年12月に地域保健法が改正され、令和5年4月にIHEATが法定化された。

〔各種派遣制度を活用した道内応援実績（延べ人数）〕

項目	派遣者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
専門家派遣事業【道】	医師等	236人	182人	145人
COVID-19 JMAT 派遣 【日本医師会】 (日本医師会災害医療チーム)	医療 チーム	999人	2,846人	2,877人
COVID-19 支援ナース事業 【道】	看護師 等	77人	38人	89人
介護職員等派遣事業【道】	介護職 員等	587人	463人	246人
IHEAT【道】	保健師 等	454人	274人	339人

(2) 道の体制

時 期		国・道の主な動き（※○は道、●は国の動き）
I 期	R2. 1. 28	○道内で初めての感染者を確認。「北海道感染症危機管理対策本部」を設置
	〃	●厚労省対策推進本部の下に専門家によるアドバイザリーボードを設置
	R2. 1. 30	●内閣官房に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
	R2. 2. 24	○「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を設置
	R2. 3. 25	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を設置
	R2. 3. 26	●○特措法に基づき国が政府対策本部設置。道は特措法第22条により「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・地方本部」設置
	R2. 7. 3	●「新型コロナウイルス感染症分科会」を設置
	R2. 7. 10	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の下に「対策本部指揮室」を設置
R2. 7. 22	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置	
II 期	R3. 4. 1	○保健福祉部に新たに「新型コロナウイルス感染症対策監」を設置し、その下に「感染症対策局」、同局に「感染症対策課」を設置
III 期	R5. 4. 21	●感染症の発生等に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、特措法及び内閣法を改正
	R5. 5. 8	○感染症法上の位置づけ見直しに伴い、これまでの組織・会議体を改組し、「北海道感染症対策連絡本部」、「北海道感染症対策有識者会議」、「北海道新興・再興感染症等対策専門会議」を設置

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2. 1~R3. 3) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月、道内初の感染者が確認されたことを受け、知事を本部長とする感染症危機管理対策本部を設置するとともに、保健福祉部が中心となり、関係各部による新型コロナウイルス感染症対策チームを編成し、所要の対策を実施した。 ・令和2年3月、特措法に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、各振興局に地方本部を設置した。 ・令和2年7月、初動対応及び対策実務等の指揮命令を担う全庁組織として対策本部下に指揮室を設置した。

- ・対策の実施等にあたり、有識者や専門家から意見を聴取する場として、「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」及び「新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置した。
- ・令和2年9月、有識者会議での議論を経て、道がこれまで実施してきた一連の対応に関する取組の妥当性と今後に向けた課題について検証結果を取りまとめた「北海道における新型コロナウイルス感染症に関する検証中間取りまとめ」を決定した。

＜Ⅱ期 (R3.3～R4.1)＞

- ・感染拡大防止対策をより一層積極的かつ強力に推進するため、令和3年4月、新たに「新型コロナウイルス感染症対策監」を設置するとともに、感染症対策を一元的に担うため、その下に「感染症対策局」を設置するなど指揮室の機能を強化。また、道立保健所で積極的疫学調査等に従事する保健師を増員したほか、衛生研究所に研究職員を配置するなど、体制を強化した。

＜Ⅲ期 (R4.1～)＞

- ・令和5年4月21日、「感染症法等の一部を改正する法律」が成立し、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置 (R5.9) することを決定した。

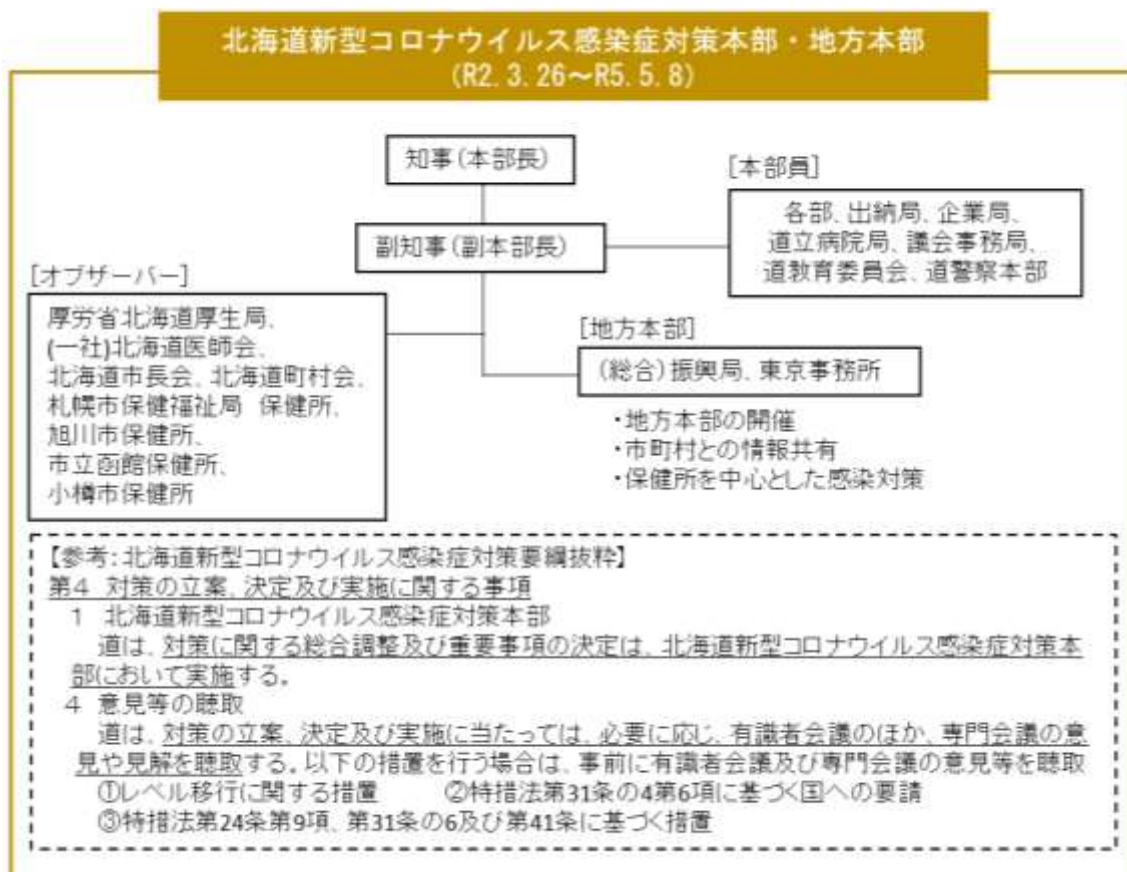
※新型インフルエンザ等が発生した場合の国等の措置

- 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置
 - ・政府は、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、水際対策等政府の初動対処方針について協議・決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置
 - ・政府は、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等発生報告を受け、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部を速やかに設置し、政府対策本部の名称、設置場所、期間を国会に報告し、公表する。

(※令和5年9月1日決定「新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領」より抜粋)

(参考) 対策本部体制等

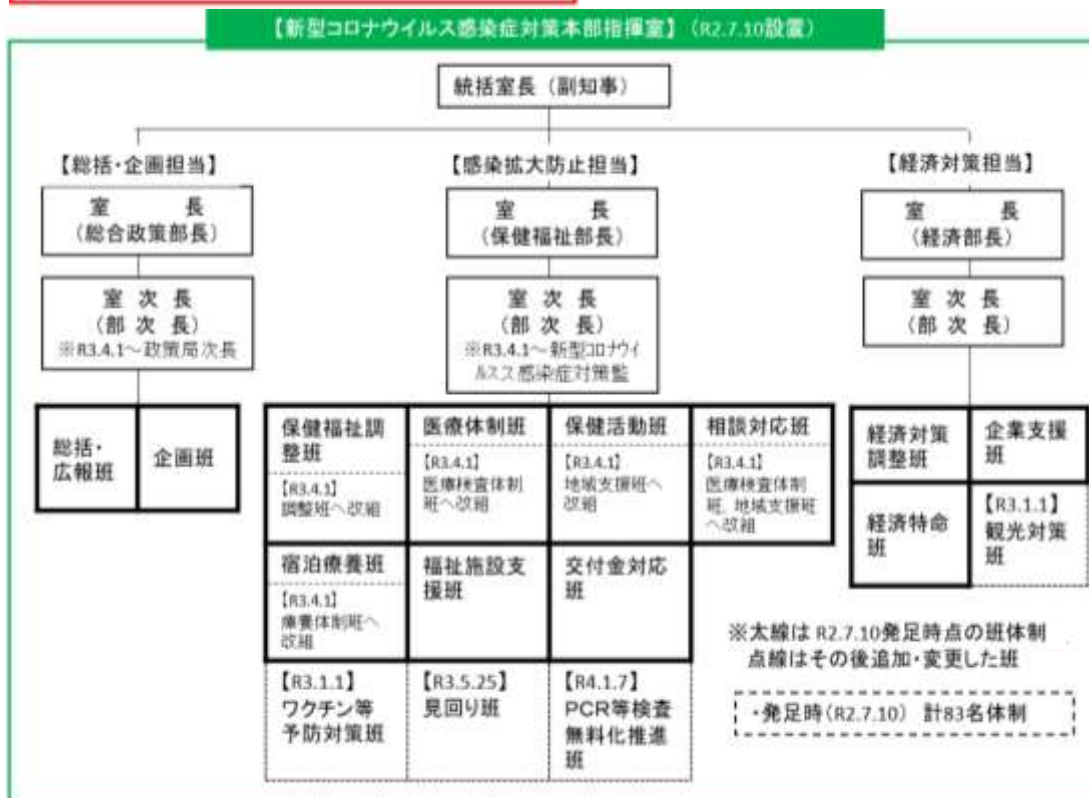
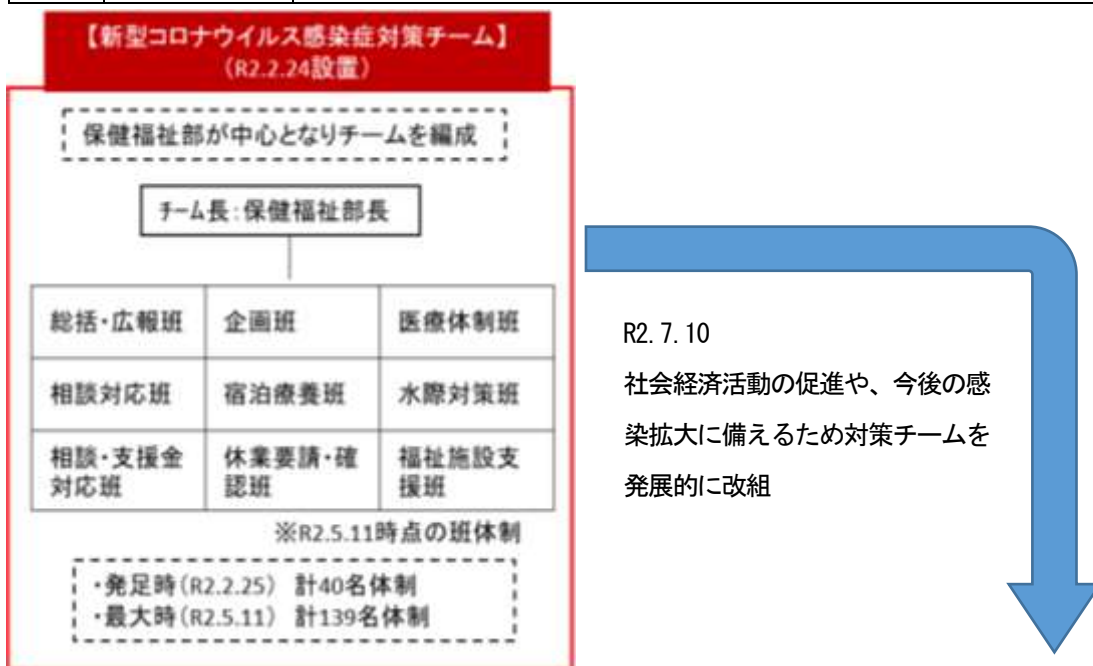
時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 1. 28	○「北海道感染症危機管理対策本部」を設置
	R2. 3. 25	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議」を設置 (以降、計5回開催)
II 期	R2. 3. 26	○特措法に基づき「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・地方本部」を設置 (以降、計143回開催)
	R2. 7. 22	○「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を設置 (以降、計14回開催)
III 期	R5. 5~	○対策本部や有識者会議・専門会議を改組。新たに「北海道感染症対策連絡本部」「北海道感染症対策有識者会議」「北海道新興・再興感染症等対策専門会議」を設置



新型コロナウイルス感染症対策 有識者会議 (R2. 7. 22設置)	新型コロナウイルス感染症対策 専門会議 (R2. 3. 25設置)
<p>対策の立案、決定及び実施等に当たり、幅広い見地から必要な意見を聴取 (構成員) 医療、経済、産業、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者</p>	<p>(協議事項) (1)サーベイランス・情報収集に関すること (2)医療提供体制に関すること (3)予防・まん延防止対策に関すること 等 (構成員) 医療分野の専門家で構成</p>

(参考) 指揮室の体制等

時 期		国・道の主な動き
I 期	R2. 2. 24	○流行初期の対策にあたり、保健福祉部長をチーム長とする「感染症対策チーム」を設置
	R2. 7. 10	○緊急事態宣言の解除を受け、社会経済活動の促進や、今後の感染拡大に備えるため、対策本部に新たに副知事をトップとする「指揮室」を設置（対策チームを発展的に改組）
II 期	R3. 4. 1～	○班体制を随時追加・変更（例：「ワクチン等予防対策班」追加（R3. 1. 1）、「地域支援班」追加（R3. 4. 1）等）
III 期	R5. 6～	5 類移行等を踏まえ、現在 9 班体制で指揮室を運営



(3) 国への要請（道・全国知事会）

時 期		道の主な動き（●は全国知事会の主な動き）
I 期	R2. 1. 30	●全国知事会に「新型コロナウイルス緊急対策会議」設置
	R2. 2. 25	●「緊急対策会議」から全都道府県参加の「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」へ移行
	R2. 2. 29	○「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要 望」を内閣総理大臣に要請
	R2. 3. 5	●「医療体制」及び「学校の一斉臨時休業等に関する地域 経済対策」について、緊急提言を実施
	R2. 4. 30	○4月17日から実施した緊急事態措置を踏まえ、国に緊 急要請
	R2. 5. 15	○国の第2次補正予算編成に当たり、国に要請
	R2. 12. 14	○「第3次補正予算等に関する緊急要請」を国に要請
II 期	R3. 5. 10	○「まん延防止等重点措置の適用に関する緊急要請」を国 に要請
	R3. 5. 21	○「緊急事態措置の実施に伴う緊急要請」を国に要請
	R3. 8. 1	●全国的な感染再拡大（道はまん延防止等重点措置が適 用）を受けた緊急提言を実施
III 期	R4. 1. 12	●オミクロン株による全国的な感染急拡大を受けた緊急提 言を実施
	R4. 11. 18	○確保病床料の見直しに関する柔軟な運用等について国と の意見交換
	R5. 2. 13	●感染症法上の位置づけ変更に伴い、全都道府県から意見 を聴取した上で国との意見交換

※上記以外にも道、全国知事会から感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を適宜実施

取組の背景・経過等
<p>< I 期 (R2.1~R3.3) ></p> <p>・全国知事会では、令和2年1月に、今後の対策に関する各都道府県におけるニーズの把握や国に対して必要な要請を行うため、「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置。国に対し、水際対策の徹底や統一的な対応方針の提示等について要請を行った。その後、感染拡大の状況を踏まえ、2月には「緊急対策会議」から全都道府県参加の「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」に移行。感染状況等により適宜開催された緊急対策本部会議にて道から提案した国の責任による事業者への損失補償、感染者情報等の統一的な公表基準の明示などを踏まえ、</p>

国への提言を行った。

- ・令和2年1月に道内で1例目の感染者が確認されて以降、道内の各地域で感染者が確認されたことなどを踏まえ、2月、知事から内閣総理大臣に北海道を重点対策地域として支援いただきたい旨の緊急要望を実施。その後も道から国に対し、外出自粛要請を踏まえて休業した飲食店への休業補償や、国の補正予算編成にあたって道や医療機関等への財政支援、検査体制の拡充、需要喚起等の経済対策など、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。

<Ⅱ期 (R3.3~R4.1) >

- ・全国知事会では、緊急対策本部会議にて道から提案した各都道府県知事が地域の実情に応じた緊急事態措置等の対策を講じられるよう改善すること、東京オリンピック・パラリンピックに関連した水際対策の強化やテレビ観戦の呼びかけなどを踏まえ、国への提言を行った。
- ・道から国に対し、速やかな事業者支援等を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額、ワクチンの円滑な接種に向けた供給スケジュールの提示や接種体制の整備に係る十分な財政支援など、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。

<Ⅲ期 (R4.1~) >

- ・全国知事会では、緊急対策本部会議にて道から提案したオミクロン株の特性を踏まえた全般的な対応方針の明示やレベル分類の見直し、新たな変異株への対応により緊急事態措置等を検討する際には予め地方と協議を行うことなどを踏まえ、国への提言を行った。
- ・道から国に対し、都道府県が独自に取り組む営業時間短縮要請等について協力金の対象外だった第三者認証店を協力要請対象枠による協力金の対象とすること、確保病床の減少に繋がるおそれのあった病床確保料の見直しについて運用上の改善を図ることなど、その時々々の感染状況や社会経済状況を踏まえた要請を行った。